



Japan Display Inc.

ジャパンディスプレイの  
グリーン調達について  
(サプライヤー様向け)

2022年4月1日

内容	年月
新規作成	2013年2月
グリーン調達ガイドラインV e r 3 . 0に伴う改定	2014年4月1日
グリーン調達ガイドラインV e r 4 . 0に伴う改定	2015年4月1日
グリーン調達ガイドラインV e r 6 . 0に伴う改定	2017年4月1日
グリーン調達ガイドラインV e r 7 . 0に伴う改定	2018年4月1日
グリーン調達ガイドラインV e r 8 . 0に伴う改定	2019年4月1日
グリーン調達ガイドラインV e r 9 . 0に伴う改定	2020年4月1日
グリーン調達ガイドラインV e r 1 0 . 0に伴う改定	2021年4月1日
グリーン調達ガイドラインV e r 1 1 . 0に伴う改定	2022年4月1日

①本資料の目的	<u>4頁</u>
②グリーン調達ガイドラインの要求事項	<u>8頁</u>
③製品含有禁止・管理物質基準	<u>13頁</u>
④調査用フォーマットの説明	
－ 1. 取引先調査票（監査シート）	<u>19頁</u>
－ 2. 環境管理物質不使用保証書	<u>23頁</u>
・保証書トップページ	<u>25頁</u>
・別紙－構成表、部品構成図	<u>30頁</u>
・別紙－調査表	<u>37頁</u>
－ 3. JAPIAシート	<u>43頁</u>
－ 4. 分析報告書	<u>45頁</u>
－ 5. SDS(MSDS)又は成分表	<u>56頁</u>
⑤調査依頼・回答方法（jDesc）	<u>58頁</u>
⑥注意事項・要点	<u>60頁</u>

# ①本資料の目的

# 【本資料の目的】当社製品を取り巻く環境関連規制

## RoHS II

規制物質 = 6物質 (1000ppm未満)  
(カドミウムのみ100ppm未満、六価クロム、水銀、鉛、PBDE、PBB + フタル酸4種)  
オープンスコープ化

## ELV

規制物質 = 4物質 (1000ppm未満)  
(鉛、水銀、カドミウムのみ100ppm未満、六価クロム)  
部材受入検査の実施

## REACH

高懸念物質SVHC  
0.1wt%含有の場合、情報の伝達義務発生 (含有率、含有重量)

## 水銀に関する水俣条約

一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用など、人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約

## 中国RoHS

表示義務、情報伝達  
規制物質 = 6物質  
(カドミウム、六価クロム、水銀、鉛、PBDE、PBB)

## 玩具規制

フタル酸エステル類6物質  
合計1000ppm未満  
工程の識別管理  
購入部材にも表示の要請あり  
部材の受入検査の実施  
ラインの共用は可、切替時清掃が必要

## PFOS規制

含有率1000ppm未満  
客先&カナダの法律では、非含有の指示  
含有部品の切替推進中

## ハロゲンフリー

臭素、塩素900ppm未満、合計で1500ppm未満  
A社、S社、So社以外のPa社等、要求顧客増加

## 殺生物性製品規則

殺生物性製品の上市には事前認可が必要であり、殺生物性製品に含まれる活性物質は事前に承認を得る必要がある。

規制・顧客要求は減らない！  
増加、強化する一方！

No data,  
no market!

欧州化学品庁

製品の含有化学物質を取り巻く「法規制・顧客要求」は、

年々複雑化しており、これらを遵守するには標準化された基準・仕組み・体制が必要です⇒  
当社のグリーン調達ガイドラインを制定

環境に関する様々な法規制・顧客要求を順守することを目的として、  
当社のグリーン調達ガイドラインを制定しています。



グリーン調達ガイドラインには、当社とお取引するうえで必要な  
環境に関する要求事項を記載しています。



本資料は、サプライヤー様に  
**「グリーン調達ガイドラインの重要な部分を理解頂き、  
環境に関する当社要求事項に対し、正確かつ円滑な対応を頂く」**  
ことが目的です。

## グリーン調達ガイドライン

(Ver.XX)

株式会社ジャパンディスプレイ  
調達部  
R&D 本部 R&D 推進部

XX年 X月 X日

- 1 - / 25

最新版は以下URLに  
掲載しています

日本語 : <http://www.j-display.com/company/procurement/supply.html>

英語 : <http://www.j-display.com/english/company/procurement/supply.html>

## ②グリーン調達ガイドラインの要求事項



# 【グリーン調達ガイドラインの要求事項】サプライヤー様に要求する資料について



◎:必須  
-:不要

ガイドラインで要求する資料	新規のサプライヤー様取引前	新規調達品※1の採用時	更新調査時※2	補足	依頼・回答方法
取引先調査票(監査シート)	◎	-	◎	・JAMP発行の監査書式により、サプライヤー様の環境取組体制を評価します	<b>電子メール</b> (メールでの依頼・回答はメール送信)
環境管理物質不使用保証書	-	◎	◎	・当社指定のフォーマット ・禁止物質の不使用保証を宣言頂きます。 ・「別紙-構成表」「別紙-調査表」で調達品の構成情報および化学物質情報の報告をして頂きます	
JAPIAシート	-	◎	◎	・日本自動車部品工業会(JAPIA)が発行する100%成分表フォーマット	<b>jDesc</b> (システムでの依頼・回答はWeb登録)
分析報告書	-	◎	◎	・RoHS、ハロゲン(塩素・臭素)の第3社機関発行の精密分析報告書 ※RoHSはフタル酸エステル類4種を含む	
SDS(MSDS)又は成分表	-	◎	◎	・SDS(MSDS)がない場合は材料メーカー発行の成分表でも可	
部品構成図		◎ ※対象部品限定	◎ ※対象部品限定	・電子部品、FPC、LED、タッチパネル等が対象(※不使用保証書内に記入例掲載)	

※1:ここでの調達品とは“製品に関わる材料等の調達品”を指します。(次ページ参照)

⇒「ジャパンディスプレイグループが販売する製品を構成する全ての調達品(完成品・システム構成部品・ユニット部・部品・材料・出荷用包装材など)」を総称

※2:法規制改正・顧客要求・当社基準の改訂などをトリガにした更新調査です。

各資料の詳細は「④調査用フォーマットの説明」のページをご参照ください。

## 製品に関わる材料等の調達品【参考】

### 1) 当社製品の構成部材

基板ガラス、ターゲット、コート剤、フォトレジスト剤

カラーフィルター、液晶、配向剤、シール剤、スペーサ、導電ペースト

偏光板、タッチパネル、封止剤

バックライト、PCB基板（COF）、IC類、FPC、電気部品(抵抗・コンデンサ・コネクタなど)、ACF、

テープ類、フレーム類、接着剤類、シート類、ラベル 保護シート、タッチパネル、カバーガラス、はんだ、

ラベル印字用インク

### 2) 当社製品を顧客に出荷するときに使用する包装部材

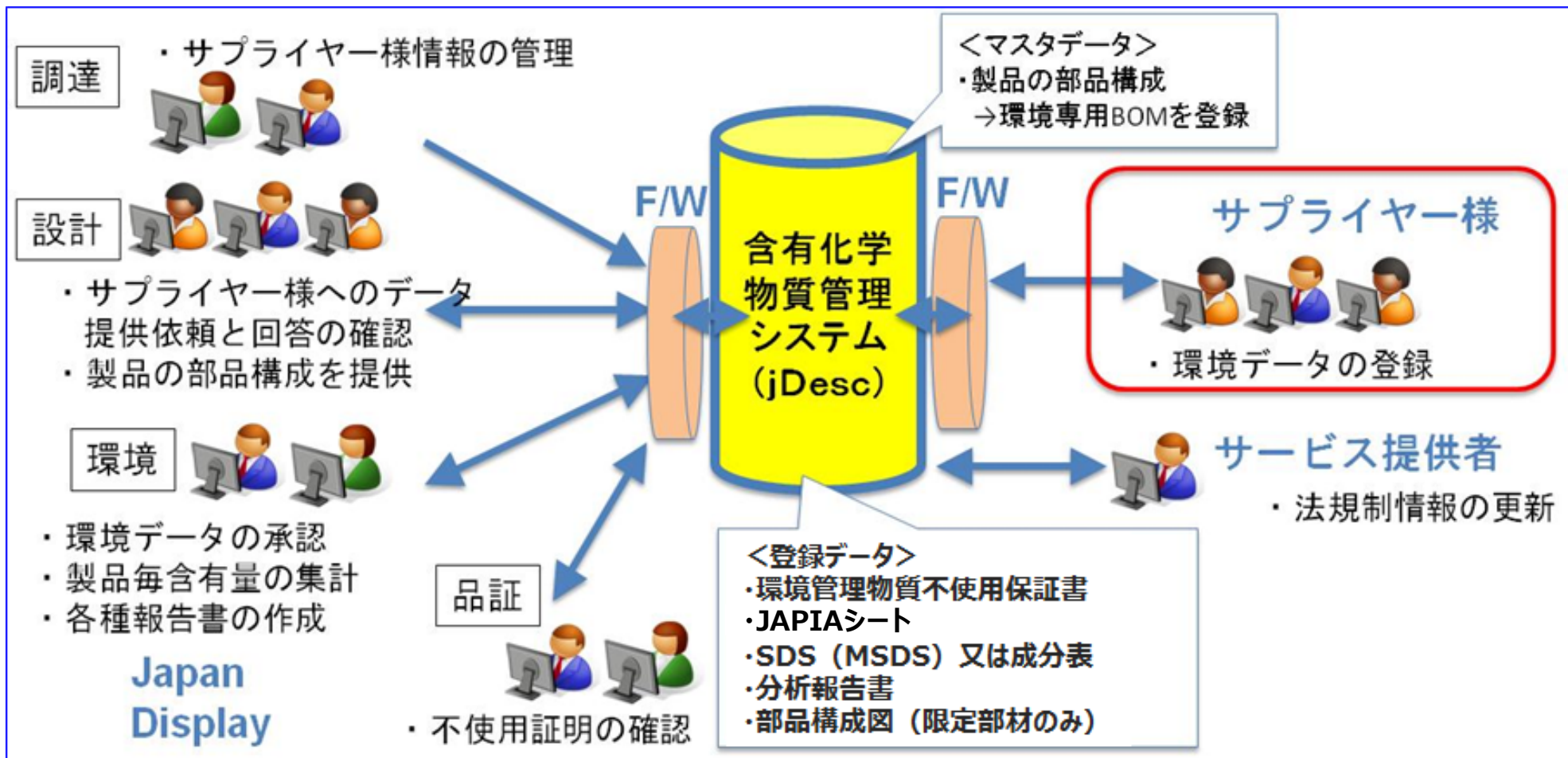
トレー、個装袋、テープ類、乾燥剤、梱包箱 など

※上記は「製品に関わる材料等の調達品」を具体的に理解して頂くための参考です。

ここに載っていない調達品でも当社製品に構成されるものは対象となります。

# 含有化学物質管理システム (jDesc)

j Desc : ジェイデスク  
 JD Environmental information System for Chemical substance



環境資料調査はjDescによるシステム運用です。  
 回答時はサプライヤー様はjDescに直接登録 (Web登録) 頂きます  
 詳細は「⑤調査依頼・回答方法 (jDesc)」のページを参照ください

## ＜特定顧客用の調達品 についての要求事項＞

特定顧客用の調達品を供給いただいているサプライヤー様には、顧客からの要求により、以下のいずれかの提出をお願いする場合があります。

### （１）報告書の提出関係

- ・環境管理物質不使用保証書を提出時点の日付で見直し、更新したもの
- ・分析報告書を再提出時点で「分析開始日が1年以内」のもの
- ・アンチモン、PVC（ポリ塩化ビニル）、ヒ素、PFOS、PFOA、ベリリウム・・・等の分析報告書

### （２）分析用部材の提出

- ・分析用の部材として、各部品の構成部材を30g

### （３）頻度と時期

- ・基本的に提出頻度は年1回を予定
- ・提出時期は当社より都度連絡します

### （４）その他

- ・特定の顧客より上記以外の要求がある場合は、サプライヤー様にご提出をお願いさせて頂く場合もあります。

## ＜車載向け専用の調達品についての要求事項＞

I M D S（International Material Data System）の提出をサプライヤー様に要求する場合があります。なお、I M D Sで依頼しました場合は、「環境管理物質不使用保証書／JAPIAシート／分析報告書／SDS(MSDS)・又は成分表／部品構成図」の資料は当社の顧客から要求がない限り基本的に提出を免除します。

## ③製品含有禁止・管理物質基準

表1: 製品含有禁止物質および管理物質基準

株式会社 ジャーディスプレイ

(A) 禁止物質	物質名	規制値・単位	規制種別	規制値	法規制先	備考
1	鉛	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
2	六価クロム	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
3	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
4	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
5	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
6	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
7	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
8	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
9	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
10	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
11	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
12	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
13	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
14	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
15	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
16	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
17	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
18	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
19	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
20	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
21	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
22	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
23	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
24	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
25	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
26	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
27	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
28	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
29	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質
30	ポリブチレンジチオエーテル (PBDEs)	100ppm	重量割合	100ppm	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863)	EU RoHS 2.0 (EU 2015/863) 規制対象物質

当社では「表 1 : 製品含有禁止物質および管理物質基準」に禁止物質・管理物質の種類・規制値などを規定しています。

※最新版は以下URLに掲載しています

日本語：<http://www.j-display.com/company/procurement/supply.html>  
 英語：<http://www.j-display.com/english/company/procurement/supply.html>

### 【製品含有禁止物質とは】

“製品に関わる材料等の調達品”に規制値を超えての含有や意図的添加を禁止する物質

### 【当社の禁止物質設定の考え方】

- ① 欧州RoHS指令、REACH規則、化審法など国内外の含有化学物質に関する  
**法規制により禁止されている物質**
- ② 法規制の対象でなくとも、人体、環境への影響が懸念されており、  
**当社の顧客から禁止要求のある物質**（ハロゲン、P V C、アンチモン、ヒ素など）
- ③ 各禁止物質の**規制値（閾値）は、当社の顧客要求を考慮したうえで設定**  
（顧客から法規制より厳しい規制値を要求される物質があります）

### 【禁止物質基準が適用となる調達品】

- ・ “製品に関わる材料等の調達品”が対象となります。
- ・ 2013年3月31日以前に認定済みの調達品は認定当時の禁止物質基準が適用されます。  
（ただし2013年4月以降の当社新製品に流用する場合は新しい基準で再調査をさせていただきます）



### 【禁止物質の使用許可運用】

品質・性能・安全・コスト等に影響するなどの理由で当社の禁止物質基準を保証できない場合は、以下全てを確認できることを前提に使用可能とします。

- ・法規制に抵触しないことを保証いただく
- ・当社顧客要求の禁止物質基準に抵触しないこと（または顧客から許可承認があること）
- ・当社から要求する仕様書・図面に対象の材料名・型名が指定されていること

上記を環境管理物質不使用保証書で確認を行います。

### 【要求仕様書・図面との関係】

・グリーン調達ガイドラインの禁止物質基準と当社から要求される仕様書・図面の内容に矛盾が生じる場合は、**要求される仕様書・図面の内容が優先**されます

※顧客よりグリーン調達ガイドラインの禁止物質基準を超える要求がある場合は、仕様書・図面等で禁止物質を追加要求する場合があります。

### 【欧州RoHS指令などの適用除外用途について】

- ・適用除外用途に該当する部材を使用する場合は事前に当社に報告頂きます。  
（環境管理物質不使用保証書にて報告頂きます）
- ・法令にて適用除外用途の終了期限がある項目は、  
基本は法令に定められる**期限の1年前に当社への納入を禁止**とします。



【製品含有管理物質とは】

含有や意図的添加をしている場合に当社への報告が必要となる物質

REACH規則のSVHC（Substances of Very High Concern：高懸念物質）を含む物質を対象としています。

**少量でも含有している場合は当社へご報告ください。**  
(環境管理物質不使用保証書およびJAPIAシートでご報告頂きます)

## ④調査用フォーマットの説明

## ④－1. 取引先調査票（監査シート）

# 【調査用フォーマットの説明】取引先調査票（監査シート） - 1 / 3

サプライヤー様の環境保全活動への取組み状況を評価します

## 【評価項目】

- ① ISO 9001およびISO 14001外部認証を取得している、または取得計画があること。
- ② 環境保全に対し、以下19項目の取組みが積極的になされていること。

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| 5.1.3 製品含有化学物質管理の適用範囲の決定  | 5.5.4.2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認             |
| 5.2.2 方針                  | 5.5.4.3 受入れ時における製品含有化学物質管理                  |
| 5.2.3 組織の役割, 責任及び権限       | 5.5.4.4 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認           |
| 5.3.2 目標及びそれを達成するための計画策定  | 5.5.5.1 製造工程における管理 (変換工程の管理)                |
| 5.4.2 力量                  | 5.5.5.2 誤使用及び汚染の防止 (併行生産及び使用禁止物質の誤使用・汚染の管理) |
| 5.4.5 文書化した情報             | 5.5.5.3 識別及びトレーサビリティ                        |
| 5.5.2.1 顧客とのコミュニケーション     | 5.5.6 変更の管理                                 |
| 5.5.2.2 製品含有化学物質管理基準の明確化  | 5.5.7 製品の引渡し                                |
| 5.5.3 設計・開発における製品含有化学物質管理 | 5.5.8 不適合品発生時における対応                         |
| 5.5.4.1 製品含有化学物質情報の入手及び確認 | 5.6 パフォーマンス評価及び改善                           |

## 【評価方法】

当社指定の取引先調査票（監査シート）を作成してご提出頂きます。

評価方法は、書類監査または訪問監査により実施します。

## 【判定基準】

- Sランク：ISO 9001およびISO 14001認証取得、かつ重点項目すべて適合かつ85%以上
- Aランク：ISO 9001 / ISO 14001のどちらか一方の認証取得もしくは両方未取得、かつ重点項目すべて適合かつ85%以上
- Bランク：重点項目すべて適合かつ60%以上85%未満
- Cランク：60%未満、もしくは重点項目の何れかが不適合、もしくは監査シート未提出の場合

## 【更新評価】

以下に規定する内容を総合的に判断して更新評価を実施します。

- ・製品含有化学物質管理システムに関する変更が生じたサプライヤー
- ・当社が定めるリスクの高い製品・部品を納品頂いているサプライヤー
- ・過去の監査結果
- ・その他、当社が必要と判断したサプライヤー

新規お取引を開始する場合は取引先調査票をご提出頂きます。

S・Aランクを合格（優先取引）とし、B・Cランクは改善計画を要求します。

【取引先調査票（監査シート）】

アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が発行する「実施項目一覧表兼チェックシート」を  
 基に、当社用アレンジした監査シートです（以下URLよりダウンロード可）

<http://www.j-display.com/company/procurement/supply.html>（日本語）

<http://www.j-display.com/english/company/procurement/supply.html>（英語）

実施項目（内容）				適合判断基準、回答例、監理の注意ポイント		自社評価実施情報		顧客地実地評価情報	
No	区分	実施項目	監理チェック	適合判断基準、回答例、監理の注意ポイント	自社評価実施状況	顧客地実地評価情報	実施結果	対応状況	対応内容
5.1 組織の状況									
5.1.1 組織及びその状況の理解									
組織は、組織の目的に賛同し、かつ、そのC I P管理の要請した結果を達成する組織の能力に影響を与えないため、組織の外部及び内部の課題を明確にすること。									
				(設問無し)		(設問が無い(他の調査項目)			(顧客対応外)
5.1.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解									
組織は、利害関係者のニーズ及び期待を明確にすること。									
a) C I P管理に直接に賛同する利害関係者									
b) それ以外の利害関係者のC I P管理に間接的に影響する利害関係者									
				(設問無し)		(設問が無い(他の調査項目)			(顧客対応外)
5.1.3 C I P管理の適用範囲の決定									

～省略（全部で59の確認項目があります）

フォーマットの記入要領を参照しながら作成ください。

サプライヤー様の標準類（規則・規定文書）および記録類（エビデンス）を  
 確認しながら、作成をお願いします。

※記載内容が曖昧な場合はエビデンスの提出を要求することもあります。

※回答内容やご対応に問題がある場合や、取り扱う製品等により実地監査を行う場合もあります。

## 取引先調査票（監査シート）の依頼・回答方法

### ■ 依頼連絡方法

当社よりメールで提出を依頼します。

### ■ 回答納期

依頼するときに希望納期を連絡しますので、納期内でのご対応をお願いします。（納期内での回答が不可の場合は依頼元と調整ください）

### ■ 回答方法

メールでの回答送信をお願いします。

## ④－2. 環境管理物質不使用保証書

## 【環境管理物質不使用保証書（以下、保証書）について】

調査対象となる調達品について、当社のグリーン調達ガイドラインの禁止物質基準を満足していることを、サプライヤー様より保証して頂くことを目的とした当社指定のフォーマットです。

## 保証書の構成は「保証書トップページ」「別紙－構成表」「別紙－調査表」があります。

ATT:株式会社ジャパンディスプレイ  
目付:YYYY/MM/DD

### 環境管理物質不使用保証書

会社名: \_\_\_\_\_  
 部署名: \_\_\_\_\_  
 役職: \_\_\_\_\_  
 電話番号: \_\_\_\_\_  
 E-Mail: \_\_\_\_\_

下記納入製品・部品はジャパンディスプレイ(JDI)のグリーン調達ガイドライン製品含有禁止物質について、  
 ① 規制値を超えた物質は使用していない事を保証します。  
 ② 規制値を超えた物質を一部使用していますが、弊社から使用が認められている特許製品です。特許以外の物質について規制値を超えた使用がないことを保証します。

なお、納入製品・部品の構成表は【別紙－構成表】のとおりであり、禁止物質および管理物質の含有情報は【別紙－調査表】のとおりです。また、エビデンスとしてJDIのグリーン調達ガイドラインで要求される【JAPIAシート【分析報告書】(SDS/MSDS)】を提出します。

(1) 納入製品・部品  
 品名: \_\_\_\_\_ 製造番号: \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_ 製造会社名: \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 製造工場: \_\_\_\_\_

(2) 構成情報に関して【別紙－構成表】にご記入下さい。  
 (3) 含有物質情報について【別紙－調査表】にご記入下さい。  
 (4) ハロゲン(塩素・臭素)系化合物/アンチモン化合物/ヒ素化合物を使用していますか。

### 【別紙－構成表】

目付: \_\_\_\_\_  
 会社名: \_\_\_\_\_  
 品名(一括名): \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_

(1) 納入製品・部品を構成する部品・原材料情報およびそれぞれに紐づく分析報告書およびSDS(MSDS)について下表にご記入下さい。  
 (2) 下記材料については、**部品構成図**もご提出下さい。※詳しくは **シート部品構成図取扱い方法**、**電子部品名** (IC-抵抗-コンデンサ-トランスなど)、**FPC、LED(LED-FPC、シリーズ等)**、**タッチパネル**

No	構成部品/原材料名	国産	メーカー名	両数		分析報告書		SDS(MSDS)又は成分表(別紙)	備考
				数量	単位	RoHS(EU)	HALD(中国)		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									

### 【別紙－調査表】

目付: \_\_\_\_\_  
 会社名: \_\_\_\_\_  
 品名(一括名): \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_

(1) 納入製品・部品1個あたりの重量をご記入下さい。 \_\_\_\_\_ 重量 (品質管理部にて測定済み、重量記入漏れはご注意ください)。  
 (2) JAPIAシート、分析報告書、SDS(MSDS)の成分情報をもとに以下表の調査対象物質について含有有無をご選択下さい。  
 ※少量でも含有している場合は**規制値に満たない**物質名「CAS No.」「含有率」「部位・材料名」「目的・用途」「RoHS適用除外地」をご記入下さい。  
 ※JAPIAシートにCAS No.の記載が無い物質 (Misc not to declareなど)に、以下表の調査対象物質を含有している場合についても、漏れなくご記入下さい。

※含有率無しの場合は空白欄にご記入下さい。 **※規制値の含有率記入漏れはご注意ください。**

No	調査対象物質	含有率(%)	含有	物質名	CAS No.	含有率(%)	部位・材料名	目的・用途	RoHS適用除外地	備考
A1	鉛及び鉛化合物		禁止							
A2	水銀及び水銀化合物		禁止							
A3	カドミウム及びカドミウム化合物									
A4	六価クロム化合物									
A5	ポリブレンジフルオレン									
A6	ポリブレンジフルオレン									
A7	ポリブレンジフルオレン									
A8	ポリブレンジフルオレン									
A9	ポリブレンジフルオレン									
A10	ポリブレンジフルオレン									
A11	ポリブレンジフルオレン									
A12	ポリブレンジフルオレン		禁止							
A13	ポリブレンジフルオレン									
A14	ポリブレンジフルオレン									
A15	ポリブレンジフルオレン									
A16	ポリブレンジフルオレン									
A17	ポリブレンジフルオレン									
A18	ポリブレンジフルオレン									
A19	ポリブレンジフルオレン									
A20	ポリブレンジフルオレン									
A21	ポリブレンジフルオレン									
A22	ポリブレンジフルオレン		禁止							
A23	ポリブレンジフルオレン									
A24	ポリブレンジフルオレン									
A25	ポリブレンジフルオレン									
A26	ポリブレンジフルオレン									
A27	ポリブレンジフルオレン									
A28	ポリブレンジフルオレン									
A29	ポリブレンジフルオレン									
A30	ポリブレンジフルオレン									

### 「保証書トップページ」

- ・当社の禁止物質の不使用保証を宣言頂きます
- ・サプライヤー様・調達品の情報を記入頂きます
- ・懸念される項目を確認させて頂きます。

### 「別紙－構成表」

- ・調達品の原材料単位の構成情報を記入頂きます
- ・構成情報が把握しづらい部材は部品構成図を別に提出頂きます
- ・各材料に紐づく、SDS (MSDS) ・分析報告書の有無をチェックして頂きます

※分析報告書は以下に当てはまる場合は原則として提出をできませんので(確認してから提出ください)  
 ① 規制値を超えた成分がある  
 ② 分析報告書が不足している(例: 樹脂・プラスチック材料のI/O分析報告書がないなど)  
 ③ 分析フローがない  
 ④ 検出値・検出濃度が不明で、又は記載されていない  
 ⑤ 検出物質(イオン・染料・金属・ゴム等)のI/O分析報告書の検出値と完全一致の記載がない  
 ⑥ 第三者機関の測定をしていない、もしくは試験機関からの認定が有るところが併せている  
 ⑦ 検出値の単位が不明で、又は記載されていない  
 ⑧ 原文の報告書ではない(英文でのご報告をお願いします)  
 詳しくはグリーン調達ガイドラインを参照ください。以下URLが参照できます。  
<http://www.jdi.com/procurement/green/procurement.html>

### 「別紙－調査表」

- ・禁止物質・管理物質の含有情報を記入頂きます
- ・非開示物質について、禁止物質の含有有無を確認させて頂きます。

フォーマットは以下URLよりダウンロードできます  
<http://www.j-display.com/company/procurement/supply.html> (日本語)  
<http://www.j-display.com/english/company/procurement/supply.html> (英語)



## 【保証書トップページの記入要領①】

ATC株式会社ジャパンディスプレイ  
 目付: YYY/MM/DD

### 環境管理物質不使用保証書 ①

会社名: \_\_\_\_\_  
 部署名: \_\_\_\_\_  
 日付: \_\_\_\_\_  
 責任者名: \_\_\_\_\_  
 TEL: \_\_\_\_\_  
 E-Mail: \_\_\_\_\_

下記納入製品・部品はジャパンディスプレイ(JDI)のグリーン調達ガイドライン「製品含有禁止物質」に基づき、

①  規制値を超えた物質は使用していない事を保証致します。  
 ②  規制値を超えた物質を一部使用していますが、弊社から使用が認められている特別製品です。特別以外の物質について規制値を超えた使用がないことを保証致します。

なお、納入製品・部品の構成表は【別紙一構成表】のとおりであり、禁止物質および管理物質の含有情報は【別紙一調査表】のとおりです。また、エビデンスとしてJDIのグリーン調達ガイドラインで要求される【JAPIAシート】【分析報告書】【SDS/MSDS】を提出します。

(1) 納入製品・部品  
 品名(名称): \_\_\_\_\_ 製造型名: \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_ 製造会社名: \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 製造工場: \_\_\_\_\_

(2) 構成情報に関して【別紙一構成表】にご記入下さい。

(3) 含有物質情報について【別紙一調査表】にご記入下さい。

(4) ハロゲン(塩素・臭素)系化合物/アンチモン化合物/ヒ素化合物を使用していますか。  
 ① ハロゲン化合物  有  無 \*塩素・臭素系樹脂、PVCを含む全ての塩素・臭素化合物を指し、  
 均質材料中に塩素・臭素100ppmまたは合計1000ppmを超える含有を「有」とする  
 ② アンチモン化合物  有  無 \*アンチモンもしくはアンチモン化合物を指し、均質材料中700ppmを超える含有を「有」とする  
 ③ ヒ素化合物  有  無 \*ヒ素もしくはヒ素化合物を指し、意図的添加による含有を「有」とする  
 ※いずれかが「有」の場合、ジャパンディスプレイの要求仕様と適合していますか。(※①-③のいずれか④の「有」のみ調査対象)  
 要求仕様を満足している  現時点で要求仕様未定

(5) 臭素系難燃剤(BFR)または塩素系難燃剤(CFR)を使用していますか。  
 使用している  使用していない

(6) 被覆線材または養生線材を使用していますか。  
 使用している  使用していない  
 使用している場合は部品名・材料名称・原材料メーカー名を記入下さい。  
 部品名: \_\_\_\_\_ 材料名称: \_\_\_\_\_ 原材料メーカー名: \_\_\_\_\_

(7) 欧州RoHS指令の適用除外用途に当てはまる部材を使用していますか。  
 使用している  使用していない  
 使用している場合は、部品名・型名・適用除外を記入下さい。(※特許のない場合【別紙一適用除外材料リスト】に記入ください)  
 部品名1: \_\_\_\_\_ 型名: \_\_\_\_\_ 適用除外: \_\_\_\_\_  
 部品名2: \_\_\_\_\_ 型名: \_\_\_\_\_ 適用除外: \_\_\_\_\_

(8) 納入製品・部品の「出荷用包装材(\*)」に欧州RoHS指令のフタル酸エステル類を使用していますか。  
 ※出荷用包装材とは材料を入れるシート/ラベル、部材に貼るラベル、袋状材料の容器(袋含む)/シランジップ等も含まれます。  
 使用している  使用していない

JDI禁止物質 (詳細はグリーン調達ガイドラインの「第1.製品含有禁止物質および管理物質基準」を参照下さい)

No.	物質名	No.	物質名	No.	物質名
1	鉛及び鉛化合物	16	パ-フルオロポリ(エーテル)イミド(PFPEI)	35	ベリリウム及びベリリウム化合物
2	水銀及び水銀化合物	17	パ-フルオロポリ(エーテル)イミド(PFPEI)の塩化水素分解物	38	ビスフェノールA
3	カドミウム及びカドミウム化合物	18	フタル酸ジメチル(DMP)	39	炭酸鉛
4	クロム(VI)およびその化合物	19	アミン系接着剤	38	メチルエチルケトン/メチルエチルケトン
5	ポリ臭化ビフェニル(PBB類)	20	フタル酸系接着剤(PFC, HFC, SFC)	39	ニルフェノール(NP2)
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE類)	21	ポリウレタン(底層部品の底層接着剤用途)	40	ニルフェノールエチルケトン(NP2E)
7	ポリ臭化ナフタレン(PON類)	22	クロム(底層部品の底層接着剤用途)	40	ヒキ酸ビス(2-クロロエチル)(TCPE)
8	ポリ臭化フェニルエーテル(PCB類)	23	セレン(底層部品の底層接着剤用途)	41	過硫酸塩
9	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PDE類)	24	多環芳香族炭化水素類(PAHs)	42	EU REACH付録書XIV
10	ハロゲン化ジフェニルメタン類	25	化学法 第一種特定化学物質	43	EU REACH付録書XVII
11	アスベスト	26	放射線物質	44	特定LCFADs
12	三層有機スズ化合物(TBTO含む)	27	放射性物質	45	特定のPBT物質
13	フタル酸エステル類(FE類)	28	ホルムアルデヒド	46	PFHSとその塩及び関連物質
14	ビスフェノールA(BPA)	29	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	47	クロム(VI)
15	ビスフェノールF(BPF)	30	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	48	TSCA 第1次禁止物質リスト10物質
16	ビスフェノールS(BPS)	31	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	49	ジメチルヘキサミン
17	ビスフェノールZ(BPZ)	32	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	50	CR-014 PFCA、その塩及び関連物質
18	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	33	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	51	チオベンゾジメチル(GBEPT)
19	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	34	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	52	2-(2H-benzotriazol-2-yl)イソチオ尿素
20	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	35	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	53	sterepentyphenol (UV-328)
21	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	36	ビスフェノールA(BPA)のモノメチルエーテル類	54	GADSLの禁止物質

コメント欄: 応答内容がある場合は、ご記入下さい。

(Ver10.00.2022年4月1日)

①

### ＜サプライヤー様の基本情報・印鑑記入欄＞

日付 : 保証書の発行年月日を記入してください。  
 会社名 : サプライヤー様の会社名を記入ください。  
 ※当社から見て一次取引先様をご記入ください。  
 部署名 : 作成担当の部署名を記入ください。  
 役職 : 責任者の役職を記入ください。  
 責任者名 : 保証書を承認する責任者名を記入ください。  
 印鑑 : 責任者印、または会社印をしてください。(電子印可)  
 ※印鑑のないものは受理できません。  
 TEL : 当社から問合せする際の電話番号を記入ください。  
 E-Mail : ↑と同じく電子メールアドレスを記入ください。

【保証書トップページの記入要領②】

ATF株式会社ジャパンディスプレイ 日付:YYYY/MM/DD

### 環境管理物質不使用保証書

会社名: \_\_\_\_\_  
 部署名: \_\_\_\_\_  
 役職: \_\_\_\_\_ 印  
 責任者名: \_\_\_\_\_  
 TEL: \_\_\_\_\_

下記納入製品・部品はジャパンディスプレイ(JDI)のグリーン調達ガイドライン「製品含有禁止物質」について、

①  規制値を超えた物質は使用していない事を保証致します。  
 ②  規制値を超えた物質を一部使用していますが、御社から使用が認められている特例製品です。特例以外の物質について規制値を超えた使用がないことを保証致します。

※1. 納入製品・部品の構成表は【別紙-構成表】のとおりであり、禁止物質および管理物質の含有情報は【別紙-調査表】のとおりです。また、エビデンスとしてJDIのグリーン調達ガイドラインで要求される【JAPIシート】【分析報告書】【GDSI/MSDS】を提出します。

(1) 納入製品・部品  
 品名・種類名: \_\_\_\_\_ 製造品名: \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_ 製造会社名: \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 製造工場: \_\_\_\_\_

(2) 構成情報に関して【別紙-構成表】にご記入下さい。

(3) 含有物質情報について【別紙-調査表】にご記入下さい。

(4) ハロゲン(塩素・臭素)系化合物/アンチモン化合物/ヒ素化合物を使用していますか。  
 ①ハロゲン化合物  有  無 \*塩素・臭素系樹脂、PVCを含む全ての塩素・臭素化合物を指し、均質材料中に塩素・臭素500ppmまたは合計1500ppmを超える含有を「有」とする  
 ②アンチモン化合物  有  無 \*アンチモンもしくはアンチモン化合物を指し、均質材料中700ppmを超える含有を「有」とする  
 ③ヒ素化合物  有  無 \*ヒ素もしくはヒ素化合物を指し、累計的添加による含有を「有」とする  
 ※いずれかが「有」の場合、ジャパンディスプレイの要求仕様と適合していますか。(※①-③のいずれかが「有」の場合は「有」と判定)  
 要求仕様を満足している  現時点で要求仕様は未定

(5) 臭素系難燃剤(BFR)または塩素系難燃剤(CFR)を使用していますか。  
 使用している  使用していない

(6) 被覆線材または再生樹脂を使用していますか。  
 使用している  使用していない  
 使用している場合は部品名・材料名称・原材料メーカー名を記入下さい。  
 部品名: \_\_\_\_\_ 材料名称: \_\_\_\_\_ 原材料メーカー名: \_\_\_\_\_

(7) 欧州RoHS指令の適用除外用途に当てはまる部材を使用していますか。  
 使用している  使用していない  
 使用している場合は、部品名・型名・適用除外を記入下さい。(※特例でない場合は【別紙-適用除外部材リスト】に記入ください)  
 部品名1: \_\_\_\_\_ 型名: \_\_\_\_\_ 適用除外: \_\_\_\_\_  
 部品名2: \_\_\_\_\_ 型名: \_\_\_\_\_ 適用除外: \_\_\_\_\_

(8) 納入製品・部品の「出荷用包装材(\*)」に欧州RoHS指令のフタル酸エステル類を使用していますか。  
 \*出荷用包装材には部材を入れるレーザールーペ、部材に貼る保護フィルム、液状部材の容器(蓋含む)・インジキ等も含まれます。  
 使用している  使用していない

規制値を超える物質を含有する場合はコメント欄に、「対象物質」「含有部位名」「含有率」および「当社の仕様書・図面に指定されている」という内容を記入ください

12) フタル酸エステル類	31) 中)塩化ビニル(PVC)及びその化合物	51) 7-カプロロモジフェニルエタン(DGDFE)
13) ベンゼン(玩具製品対象)	32) テトラブロビスフェノールA(TBBPA)	52) 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-
14) ニックル及びその化合物(液状塗膜用途)	33) アンチモン及びアンチモン化合物	Stentpentyphenol(UV-328)
15) 揮発性有機溶剤	34) 鉛及び鉛化合物	53) GADSIの禁止物質

コメント欄

(Ver10.00\_2022年4月1日)

②

＜保証して頂く内容の選択＞  
 以下①または②の保証内容から適切な方を選択 (□にレ点チェック) 下さい。

「納入製品・部品はジャパンディスプレイ ( J D I ) のグリーン調達ガイドライン「製品含有禁止物質」について、  
 ①規制値を超えた物質は使用していない事を保証致します。  
 ②規制値を超えた物質を一部使用していますが、御社から使用が認められている特例製品です。特例以外の物質について規制値を超えた使用がないことを保証致します。」

②を選択される場合は、当社からサプライヤー様に要求する仕様書・図面に、「規制値を超えた対象部材の品名や型番等が指定されていること」を確認してください。

指定されていない場合は、当社の設計・技術担当者へ申請の連絡をしてください。

禁止物質の規制値を超える部品・材料については原則として代替えを願いますが、品質・安全・納期・コスト等に影響する場合は、関連する法令ならびに当社顧客の禁止物質基準に抵触しないことを条件として特別採用を検討します。

## 【保証書トップページの記入要領③④⑤】

ATF株式会社ジャパンディスプレイ 日付: YYYY/MM/DD

### 環境管理物質不使用保証書

会社名: \_\_\_\_\_  
 部署名: \_\_\_\_\_  
 役職: \_\_\_\_\_  
 責任者名: \_\_\_\_\_ 印  
 TEL: \_\_\_\_\_  
 E-Mail: \_\_\_\_\_

下記納入製品・部品はジャパンディスプレイ(JDI)のグリーン調達ガイドライン「製品含有禁止物質」について、

①  規制値を超えた物質は使用していない事を保証致します。  
 ②  規制値を超えた物質を一部使用していますが、御社から使用が認められている特例製品です。特別以外の物質について規制値を超えた使用がないことを保証致します。

なお、納入製品・部品の構成表は【別紙一構成表】のとおりであり、禁止物質および管理物質の含有情報は【別紙一調査表】のとおりです。  
 ※「有」の場合、ジャパンディスプレイの要求仕様(※)に適合していますか。(※1～3のいずれかが「有」の場合は「有」とする)  
 要求仕様を満足している  現時点で要求仕様は未定

(1) 納入製品・部品  
 品名(一般名称): \_\_\_\_\_ 製造品名: \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_ 製造会社名: \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 製造工場: \_\_\_\_\_

(2) 構成情報に関して【別紙一構成表】にご記入下さい。

(3) 含有物質情報について【別紙一調査表】にご記入下さい。

(4) ハロゲン(塩素・臭素)系化合物/アンチモン化合物/ヒ素化合物を使用していますか。  
 ① ハロゲン化合物  有  無 ※塩素・臭素系難燃剤、PVCを含む全ての塩素・臭素化合物を指し、均質材料中に塩素・臭素900ppmまたは合計1500ppmを超える含有を「有」とする  
 ② アンチモン化合物  有  無 ※アンチモンもしくはアンチモン化合物を指し、均質材料中700ppmを超える含有を「有」とする  
 ③ ヒ素化合物  有  無 ※ヒ素もしくはヒ素化合物を指し、意図的添加による含有を「有」とする  
 ※いずれかが「有」の場合、ジャパンディスプレイの要求仕様(※)に適合していますか。(※1～3のいずれかが「有」の場合は「有」とする)  
 要求仕様を満足している  現時点で要求仕様は未定

(5) 臭素系難燃剤(BFR)または塩素系難燃剤(CFR)を使用していますか。  
 使用している  使用していない

(6) 均質材料または無機塗料を使用していますか。  
 使用している  使用していない

使用している場合は品名・材料名称・原材料メーカー名を記入下さい。  
 品名: \_\_\_\_\_ 材料名称: \_\_\_\_\_ 原材料メーカー名: \_\_\_\_\_

(7) 欧州RoHS指令の適用除外用途に当てはまる部材を使用していますか。  
 使用している  使用していない

使用している場合は、品名・型名・適用除外を記入下さい。(※1～3のいずれかが「有」の場合は「有」とする)  
 品名1: \_\_\_\_\_ 型名: \_\_\_\_\_ 適用除外: \_\_\_\_\_  
 品名2: \_\_\_\_\_ 型名: \_\_\_\_\_ 適用除外: \_\_\_\_\_

(8) 納入製品・部品の「出荷用包装材(\*)」に欧州RoHS指令のフタル酸エステル類を使用していますか。  
 ※出荷用包装材とは材料を入れるトレー・パレット、部材に貼る保護フィルム、液状部材の容器(蓋含む)・シリンジ等も含まれます。  
 使用している  使用していない

JDI禁止物質 (詳細はグリーン調達ガイドラインの「表1 製品含有禁止物質および管理物質等」を参照下さい)

No.	物質名	No.	物質名	No.	物質名
1	鉛及び鉛化合物	16	トリス(1,3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパン)ジメチルホスホキシド	35	ペリリウム及びペリリウム化合物
2	水銀及び水銀化合物	17	ビス(2-エチルヘキシル)ジメチルホスホキシド	36	ビスフェノールA
3	3,7-ジブロム及び3,7-ジイodobrom化物	18	フタル酸ジメチル(DMP)	37	天然ゴム
4	六価クロムおよびその化合物	19	オゾン層破壊物質	38	4-イソプロピルピロリジンジフェニルアミン
5	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE類)	20	フタル酸ジブチル(DBP)	39	フェニルフルオール(MPF)
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE類)	21	1,4-ジオクサリン(臭素系難燃剤)	40	ビスフェノールAビス(4-ヒドロキシフェニル)エーテル(BFGE)
7	ポリ塩化ナフタレン(PCN類)	22	カドミウム(重金属の産生抑制用途)	41	有機溶剤
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)	23	セレン(重金属の産生抑制用途)	42	EU REACH付録XIV
9	ポリ塩化ターフェニル(PCT類)	24	多環芳香族炭化水素類(PAHs)	43	EU REACH付録XV
10	ハロゲン化ジブチルメタン類	25	化学薬品(各種)	44	特殊CPACs
11	アスベスト	26	化学薬品(各種)	45	各種のPBT物質
12	三塩素有機スズ化合物(TBTO含む)	27	放射性物質	46	各種のPBT物質
13	ジブチルスズ化合物(DBT)	28	ホルムアルデヒド	47	PFHxSとその塩及び関連物質
14	ジブチルスズ化合物(DBT)	29	フェニルベンゼンジアンチモン	48	チオクロロアミン
15	ジブチルスズ化合物(DBT)	30	フェニルベンゼンジアンチモン	49	チオクロロアミン
16	ジブチルスズ化合物(DBT)	31	フェニルベンゼンジアンチモン	50	チオクロロアミン
17	ジブチルスズ化合物(DBT)	32	フェニルベンゼンジアンチモン	51	チオクロロアミン
18	ジブチルスズ化合物(DBT)	33	フェニルベンゼンジアンチモン	52	チオクロロアミン
19	ジブチルスズ化合物(DBT)	34	フェニルベンゼンジアンチモン	53	チオクロロアミン
20	ジブチルスズ化合物(DBT)	35	フェニルベンゼンジアンチモン	54	チオクロロアミン
21	ジブチルスズ化合物(DBT)	36	フェニルベンゼンジアンチモン	55	チオクロロアミン
22	ジブチルスズ化合物(DBT)	37	フェニルベンゼンジアンチモン	56	チオクロロアミン
23	ジブチルスズ化合物(DBT)	38	フェニルベンゼンジアンチモン	57	チオクロロアミン
24	ジブチルスズ化合物(DBT)	39	フェニルベンゼンジアンチモン	58	チオクロロアミン
25	ジブチルスズ化合物(DBT)	40	フェニルベンゼンジアンチモン	59	チオクロロアミン
26	ジブチルスズ化合物(DBT)	41	フェニルベンゼンジアンチモン	60	チオクロロアミン
27	ジブチルスズ化合物(DBT)	42	フェニルベンゼンジアンチモン	61	チオクロロアミン
28	ジブチルスズ化合物(DBT)	43	フェニルベンゼンジアンチモン	62	チオクロロアミン
29	ジブチルスズ化合物(DBT)	44	フェニルベンゼンジアンチモン	63	チオクロロアミン
30	ジブチルスズ化合物(DBT)	45	フェニルベンゼンジアンチモン	64	チオクロロアミン
31	ジブチルスズ化合物(DBT)	46	フェニルベンゼンジアンチモン	65	チオクロロアミン
32	ジブチルスズ化合物(DBT)	47	フェニルベンゼンジアンチモン	66	チオクロロアミン
33	ジブチルスズ化合物(DBT)	48	フェニルベンゼンジアンチモン	67	チオクロロアミン
34	ジブチルスズ化合物(DBT)	49	フェニルベンゼンジアンチモン	68	チオクロロアミン
35	ジブチルスズ化合物(DBT)	50	フェニルベンゼンジアンチモン	69	チオクロロアミン
36	ジブチルスズ化合物(DBT)	51	フェニルベンゼンジアンチモン	70	チオクロロアミン
37	ジブチルスズ化合物(DBT)	52	フェニルベンゼンジアンチモン	71	チオクロロアミン
38	ジブチルスズ化合物(DBT)	53	フェニルベンゼンジアンチモン	72	チオクロロアミン
39	ジブチルスズ化合物(DBT)	54	フェニルベンゼンジアンチモン	73	チオクロロアミン
40	ジブチルスズ化合物(DBT)	55	フェニルベンゼンジアンチモン	74	チオクロロアミン
41	ジブチルスズ化合物(DBT)	56	フェニルベンゼンジアンチモン	75	チオクロロアミン
42	ジブチルスズ化合物(DBT)	57	フェニルベンゼンジアンチモン	76	チオクロロアミン
43	ジブチルスズ化合物(DBT)	58	フェニルベンゼンジアンチモン	77	チオクロロアミン
44	ジブチルスズ化合物(DBT)	59	フェニルベンゼンジアンチモン	78	チオクロロアミン
45	ジブチルスズ化合物(DBT)	60	フェニルベンゼンジアンチモン	79	チオクロロアミン
46	ジブチルスズ化合物(DBT)	61	フェニルベンゼンジアンチモン	80	チオクロロアミン
47	ジブチルスズ化合物(DBT)	62	フェニルベンゼンジアンチモン	81	チオクロロアミン
48	ジブチルスズ化合物(DBT)	63	フェニルベンゼンジアンチモン	82	チオクロロアミン
49	ジブチルスズ化合物(DBT)	64	フェニルベンゼンジアンチモン	83	チオクロロアミン
50	ジブチルスズ化合物(DBT)	65	フェニルベンゼンジアンチモン	84	チオクロロアミン
51	ジブチルスズ化合物(DBT)	66	フェニルベンゼンジアンチモン	85	チオクロロアミン
52	ジブチルスズ化合物(DBT)	67	フェニルベンゼンジアンチモン	86	チオクロロアミン
53	ジブチルスズ化合物(DBT)	68	フェニルベンゼンジアンチモン	87	チオクロロアミン
54	ジブチルスズ化合物(DBT)	69	フェニルベンゼンジアンチモン	88	チオクロロアミン
55	ジブチルスズ化合物(DBT)	70	フェニルベンゼンジアンチモン	89	チオクロロアミン
56	ジブチルスズ化合物(DBT)	71	フェニルベンゼンジアンチモン	90	チオクロロアミン
57	ジブチルスズ化合物(DBT)	72	フェニルベンゼンジアンチモン	91	チオクロロアミン
58	ジブチルスズ化合物(DBT)	73	フェニルベンゼンジアンチモン	92	チオクロロアミン
59	ジブチルスズ化合物(DBT)	74	フェニルベンゼンジアンチモン	93	チオクロロアミン
60	ジブチルスズ化合物(DBT)	75	フェニルベンゼンジアンチモン	94	チオクロロアミン
61	ジブチルスズ化合物(DBT)	76	フェニルベンゼンジアンチモン	95	チオクロロアミン
62	ジブチルスズ化合物(DBT)	77	フェニルベンゼンジアンチモン	96	チオクロロアミン
63	ジブチルスズ化合物(DBT)	78	フェニルベンゼンジアンチモン	97	チオクロロアミン
64	ジブチルスズ化合物(DBT)	79	フェニルベンゼンジアンチモン	98	チオクロロアミン
65	ジブチルスズ化合物(DBT)	80	フェニルベンゼンジアンチモン	99	チオクロロアミン
66	ジブチルスズ化合物(DBT)	81	フェニルベンゼンジアンチモン	100	チオクロロアミン

コメント欄: 伝達内容がある場合は、ご記入下さい。

(Ver 10.00, 2022年4月1日)

### ③ <調達品の基本情報記入欄>

保証対象となる調達品の以下情報を記入ください。  
 品名(一般名称) : 調達品の一般名称を記入ください。  
 (例えば、バックライト、FPC(フレキシブル配線板)、  
 ドライバIC、偏光板、液晶など)

JDIコード : 当社指定の **JDI品目コード(9桁)** を記入ください。  
 製造型名 : メーカー様の型名・型番を記入ください。  
 製造会社名 : 製造するメーカー様の会社名を記入ください。  
 製造工場 : 製造するメーカー様の工場名を記入ください。

### ④ <環境懸念物質の使用有無確認欄>

**ハロゲン(塩素・臭素)系化合物/アンチモン化合物/ヒ素化合物の使用についてご回答ください。**

使用している場合は当社より要求される仕様を満たしているかも確認してご回答ください。  
 ※塩素・臭素系難燃剤、PVCを含む全ての塩素・臭素化合物を指し、均質材料中に塩素・臭素900ppmまたは合計1500ppmを超える含有を「有」とする  
 ※アンチモンもしくはアンチモン化合物を指し、均質材料中に700ppmを超える含有を「有」とする  
 ※ヒ素もしくはヒ素化合物を指し、意図的添加による含有を「有」とする  
 これらの物質は法令上禁止ではありませんが、人的・環境に影響を及ぼす懸念物質として当社では自主的に禁止しており、また当社の一部顧客からも禁止物質として指定されています。  
 品質や特性向上など様々な理由で代替えができない場合は、当社にて顧客基準に抵触しないことを確認したうえで、仕様書・図面へ指定する運用で対応させていただきます。

### ⑤ <臭素・塩素系難燃剤の使用有無確認>

**臭素系難燃剤(BFR)または塩素系難燃剤(CFR)の使用についてご回答ください。**



## 【保証書トップページの記入要領⑥⑦】

ATF:株式会社ジャパンディスプレイ 日付:YYYY/MM/DD

### 環境管理物質不使用保証書

会社名: \_\_\_\_\_  
 部署名: \_\_\_\_\_  
 役職: \_\_\_\_\_  
 責任者名: \_\_\_\_\_ (印)  
 TEL: \_\_\_\_\_  
 E-Mail: \_\_\_\_\_

下記納入製品・部品はジャパンディスプレイ(JDI)のグリーン調達ガイドライン「製品含有禁止物質」について、

①  規制値を超えた物質は使用していない事を保証致します。  
 ②  規制値を超えた物質を一部使用していますが、御社から使用が認められている特製部品です。特別以外の物質について規制値を超えた使用がないことを保証致します。

なお、納入製品・部品の構成表は【別紙-構成表】のとおりであり、禁止物質および管理物質の含有情報は【別紙-調査表】のとおりです。また、エビデンスとして、JDIのグリーン調達ガイドラインで要求される【JAPIAシート】【分析報告書】【SDS(MSDS)】を提出します。

(1) 納入製品・部品  
 品名・材料名: \_\_\_\_\_ 製造部名: \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_ 製造会社名: \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 製造工場: \_\_\_\_\_

(2) 構成情報に関して【別紙-構成表】にご記入下さい。

(3) 含有物質情報について【別紙-調査表】にご記入下さい。

(4) ハロゲン(塩素・臭素)系化合物/アンチモン化合物/ヒ素化合物を使用していますか。  
 ① ハロゲン化合物  有  無 \*塩素・臭素系樹脂、PVCを含む全ての塩素・臭素化合物を指し、物質材料中に塩素・臭素300ppmまたは合計100ppmを超える含有を「有」とする  
 ② アンチモン化合物  有  無 \*アンチモンもしくはアンチモン化合物を指し、物質材料中700ppmを超える含有を「有」とする  
 ③ ヒ素化合物  有  無 \*ヒ素もしくはヒ素化合物を指し、累積的添加による含有を「有」とする  
 ※いずれかが「有」の場合、ジャパンディスプレイの要求仕様に適合していますか。(※①-③のいずれかが「有」の場合は別紙の調査表を提出)  
 要求仕様を満足している  現時点で要求仕様は未定

(5) 臭素系難燃剤(BFR)または塩素系難燃剤(CFR)を使用していますか。  
 使用している  使用していない

(6) 被覆線材または再生樹脂を使用していますか。  
 使用している  使用していない  
 使用している場合は部品名・材料名・原材料メーカー名を記入下さい。  
 部品名: \_\_\_\_\_ 材料名称: \_\_\_\_\_ 原材料メーカー名: \_\_\_\_\_

(7) 欧州RoHS指令の適用除外用途に当てはまる部材を使用していますか。  
 使用している  使用していない  
 使用している場合は、部品名・型名・適用除外を記入下さい。(※「適用除外」欄は【別紙-適用除外部材リスト】に記入ください)  
 部品名1: \_\_\_\_\_ 型名: \_\_\_\_\_ 適用除外: \_\_\_\_\_  
 部品名2: \_\_\_\_\_ 型名: \_\_\_\_\_ 適用除外: \_\_\_\_\_

(8) 納入製品・部品の「出荷用包装材(※)」に欧州RoHS指令のフタル酸エステル類を使用していますか。  
 ※出荷用包装材とは部材を入れるトレー・ツール・袋、部材に貼る保護フィルム、液状部材の容器(蓋含む)・シリンジ等も含まれます。  
 使用している  使用していない

**JDI禁止物質** (詳細はグリーン調達ガイドラインの「表1: 製品含有禁止物質および管理物質基準」を参照下さい)

No.	物質名	No.	物質名
1	鉛及び鉛化合物	16	ビス(2-エチルヘキシル)ジチオホスファイト(2-DEHP)
2	水銀及び水銀化合物	17	ビス(2-エチルヘキシル)ジチオホスファイト(2-DEHP)関連物質
3	カドミウム及びカドミウム化合物	18	フマル酸ジメチル(DMF)
4	六価クロムおよびその化合物	19	オゾン層破壊物質
5	ポリ塩化フエニル類(PCB類)	20	フタル酸系芳香族化合物(Phthalic Acid)
6	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	21	1,1,1-トリクロロエタン(1,1,1-TCE)
7	ポリ塩化ナフタレン(PCN類)	22	カドミウム(玩具製品の皮膚接触用途)
8	ポリ塩化フェニル類(PCB類)	23	セレン(玩具製品の皮膚接触用途)
9	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	24	多環芳香族炭化水素類(PAHs)
10	フタル酸ジフェニルメタン類	25	皮膚接触用途)
11	アスベスト	26	化学物質-第一種指定化学物質
12	三層有機スズ化合物(TBTO含む)	27	放射性物質
13	ジブチルスズ化合物(DBT)	28	ホルムアルデヒド
14	ジブチルスズ化合物(DBT)	29	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)
15	鉛	30	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)
16	水銀	31	カドミウム(玩具製品の皮膚接触用途)
17	カドミウム	32	セレン(玩具製品の皮膚接触用途)
18	六価クロム	33	多環芳香族炭化水素類(PAHs)
19	オゾン層破壊物質	34	皮膚接触用途)
20	フタル酸系芳香族化合物(Phthalic Acid)	35	化学物質-第一種指定化学物質
21	1,1,1-トリクロロエタン(1,1,1-TCE)	36	放射性物質
22	カドミウム(玩具製品の皮膚接触用途)	37	ホルムアルデヒド
23	セレン(玩具製品の皮膚接触用途)	38	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)
24	多環芳香族炭化水素類(PAHs)	39	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)
25	皮膚接触用途)	40	カドミウム(玩具製品の皮膚接触用途)
26	化学物質-第一種指定化学物質	41	セレン(玩具製品の皮膚接触用途)
27	放射性物質	42	多環芳香族炭化水素類(PAHs)
28	ホルムアルデヒド	43	皮膚接触用途)
29	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)	44	化学物質-第一種指定化学物質
30	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)	45	放射性物質
31	カドミウム(玩具製品の皮膚接触用途)	46	ホルムアルデヒド
32	セレン(玩具製品の皮膚接触用途)	47	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)
33	多環芳香族炭化水素類(PAHs)	48	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)
34	皮膚接触用途)	49	カドミウム(玩具製品の皮膚接触用途)
35	化学物質-第一種指定化学物質	50	セレン(玩具製品の皮膚接触用途)
36	放射性物質	51	多環芳香族炭化水素類(PAHs)
37	ホルムアルデヒド	52	皮膚接触用途)
38	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)	53	化学物質-第一種指定化学物質
39	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)	54	放射性物質
40	カドミウム(玩具製品の皮膚接触用途)	55	GADSLの禁止物質
41	セレン(玩具製品の皮膚接触用途)		
42	多環芳香族炭化水素類(PAHs)		
43	皮膚接触用途)		
44	化学物質-第一種指定化学物質		
45	放射性物質		
46	ホルムアルデヒド		
47	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)		
48	フタル酸ベンゼンジメチル(Phthalic Acid)		
49	カドミウム(玩具製品の皮膚接触用途)		
50	セレン(玩具製品の皮膚接触用途)		
51	多環芳香族炭化水素類(PAHs)		
52	皮膚接触用途)		
53	化学物質-第一種指定化学物質		
54	放射性物質		
55	GADSLの禁止物質		

コメント欄: 任意内容がある場合は、ご記入下さい。

(Ver10.00.2022年4月1日)

**⑥** **＜被覆線材・再生樹脂の使用有無確認欄＞**  
 被覆線材または再生樹脂の使用についてご回答ください。  
 使用している場合は部品名、材料名称、原材料メーカーの情報をご記入ください。

※再生樹脂はポストコンシューマー材料、プレコンシューマー材料からなる樹脂材料が対象  
 ＜ポストコンシューマー材料＞  
 製品として使用された後に、廃棄された材料または製品  
 ＜プレコンシューマー材料＞  
 製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品  
 ただし原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く

本確認の背景としては、被覆線材および再生樹脂には過去において欧州 RoHS 指令の禁止物質が使用された部材であり、また、特定の顧客からは、本部材を使用する場合は、顧客が認定している原材料メーカーを使用する要求があります。

**⑦** **＜欧州RoHS指令の適用除外用途確認欄＞**  
 適用除外用途に当てはまる部材かどうかについてご回答ください。

該当する場合は部品名、型名、適用除外コードを記入ください。

※適用除外コードは保証書フォーマットに付属している「欧州RoHS指令の適用除外用途」を参照しながら、プルダウンメニューから選択ください。

※対象部品が3個以上ある場合は「別紙-適用除外部品リスト」に記入ください。

法規制では適用除外用途には終了期限の項目があり、当社では自主的に法令期限より事前に期限を設定しています。期限付きの該当する部材については代替えを要求します。

## 【保証書トップページの記入要領⑧⑨⑩】

ATF:株式会社ジャパンディスプレイ 日付:YYYY/MM/DD

### 環境管理物質不使用保証書

会社名: \_\_\_\_\_  
 部署名: \_\_\_\_\_  
 役職: \_\_\_\_\_  
 責任者名: \_\_\_\_\_ 印  
 TEL: \_\_\_\_\_  
 E-Mail: \_\_\_\_\_

下記納入製品・部品はジャパンディスプレイ(JDI)のグリーン調達ガイドライン「製品含有禁止物質」について、

①  規制値を超えた物質は使用していない事を保証致します。  
 ②  規制値を超えた物質を一部使用していますが、御社から使用が認められている特例製品です。特別以外の物質について規制値を超えた使用がないことを保証致します。

なお、納入製品・部品の構成表は【別紙-構成表】のとおりであり、禁止物質および管理物質の含有情報は【別紙-調査表】のとおりです。また、エビデンスとして、JDIのグリーン調達ガイドラインで要求される【JAPIAシート】【分析報告書】【SGS/MSDS】を提出します。

(1) 納入製品・部品  
 品名(名称): \_\_\_\_\_ 製造型名: \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_ 製造会社名: \_\_\_\_\_  
 製造工場: \_\_\_\_\_

(2) 構成情報に関して【別紙-構成表】にご記入下さい。

(3) 含有物質情報について【別紙-調査表】にご記入下さい。

(4) ハロゲン(塩素・臭素)系化合物/アンチモン化合物/ヒ素化合物を使用していますか。  
 ① ハロゲン化合物  有  無 \*塩素・臭素系難燃剤(PCBを含む)での塩素・臭素化合物を除く。物質材料中に塩素・臭素100ppmまたは合計1500ppmを超える含有を「有」とする  
 ② アンチモン化合物  有  無 \*アンチモン化合物(ヒ素)を除く。物質材料中100ppmを超える含有を「有」とする  
 ③ ヒ素化合物  有  無 \*ヒ素化合物を除く。物質材料中にヒ素10ppmを超える含有を「有」とする  
 ※いずれかが「有」の場合、ジャパンディスプレイの要求仕様に合わせていますか。(※①-③のいずれかが「有」の場合は別紙に記入)  
 要求仕様を満足している  現時点で要求仕様は未定

(5) 臭素系難燃剤(BFR)または塩素系難燃剤(CFR)を使用していますか。  
 使用している  使用していない

(6) 被覆線材または再生樹脂を使用していますか。  
 使用している  使用していない  
 使用している場合は品名・材料名称・原材料メーカー名を記入下さい。  
 品名: \_\_\_\_\_ 材料名称: \_\_\_\_\_ 原材料メーカー名: \_\_\_\_\_

(7) 欧州RoHS指令の適用除外用途に当てはまる部材を使用していますか。  
 使用している  使用していない  
 使用している場合は、品名・型名・適用除外を記入下さい。(※特例でない場合は別紙「適用除外部材リスト」に記入ください)  
 品名: \_\_\_\_\_ 型名: \_\_\_\_\_ 適用除外: \_\_\_\_\_  
 品名: \_\_\_\_\_ 型名: \_\_\_\_\_ 適用除外: \_\_\_\_\_

(8) 納入製品・部品の「出荷用包装材(\*)」に欧州RoHS指令のフタル酸エステル類を使用していますか。  
 \*出荷用包装材には部材を入れるトレー・リール・袋、部材に貼る保護フィルム、液状部材の容器(蓋含む)・シリンジ等も含まれます。  
 使用している  使用していない

JDI禁止物質 (詳細はグリーン調達ガイドラインの「表1. 製品含有禁止物質および管理物質基準」を参照下さい)

No.	物質名	No.	物質名	No.	物質名
1	鉛及び鉛化合物	16	トリス(2-ブチルホスフィン)ホリン酸塩	32	ペリリウム及びペリリウム化合物
2	水銀及び水銀化合物	17	トリス(2-ブチルホスフィン)ホリン酸塩	33	ビスフェノールA
3	カドミウム及びカドミウム化合物	18	フタル酸ジメチル(DMF)	37	天然ゴム
4	六価クロムおよびその化合物	19	オゾン層破壊物質	38	4-ニトロビニルモノメチルアミン
5	ポリ臭化フェニル類 (PBFL)	20	フタル酸系物質カス(PFC, HFC, SF6)	39	ビスフェノールA(NP)と ビスフェノールAとビスフェノールA(NP)と
6	多環芳香族ポリフェニルエーテル(PPE)	21	1,4-ジオキサン(医薬品製造用)	40	ビス(2-エチルヘキシル)ジスチロキシド(TEHP)
7	ポリ塩化ナフタレン(PCN)	22	カドミウム(医薬品製造用)	41	濃硫酸
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	23	セレン(医薬品製造用)	42	EU REACH付録XIV
9	ポリ塩化ターフェニル(PCT)	24	多環芳香族炭化水素(PAHs)	43	EU REACH付録XV
10	ハロゲン化ジフェニルメタン	25	化学物質-第一種特定化学物質	44	特殊GPFRs
11	アスベスト	26	放射性物質	45	有機鉛(PBT)物質
12	三塩化有機スズ化合物(TBTO含む)	27	ホルムアルデヒド	46	PFHxSとその塩及び関連物質
13	ジブチルスズ化合物(DBT)	28	ト-フェニルペンゼンアミンとステレン	47	テトラヒドロフラン
14	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	29	ト-フェニルペンゼンアミンとステレン	48	TSCA 第1次優先物質リスト10物質
15	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	30	フタル酸ジメチル(DMF)	49	ビスフェノールA
16	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	31	ハロゲン(塩素・臭素)系化合物	50	RoHS 4.0 PCCA、その塩及び関連物質
17	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	32	フタル酸系物質カス(PFC, HFC, SF6)	51	4-ニトロビニルモノメチルアミン
18	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	33	ビスフェノールA(NP)と ビスフェノールAとビスフェノールA(NP)と	52	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6- di-tert-pentylphenol (UV-328)
19	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	34	ビス(2-エチルヘキシル)ジスチロキシド(TEHP)		
20	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	35	濃硫酸		
21	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	36	EU REACH付録XIV		
22	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	37	EU REACH付録XV		
23	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	38	特殊GPFRs		
24	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	39	有機鉛(PBT)物質		
25	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	40	PFHxSとその塩及び関連物質		
26	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	41	テトラヒドロフラン		
27	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	42	TSCA 第1次優先物質リスト10物質		
28	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	43	ビスフェノールA		
29	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	44	RoHS 4.0 PCCA、その塩及び関連物質		
30	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	45	4-ニトロビニルモノメチルアミン		
31	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	46	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6- di-tert-pentylphenol (UV-328)		
32	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	47			
33	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	48			
34	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	49			
35	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	50			
36	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	51			
37	ジブチルビス(スズ)化合物(DBT)	52			

コメント欄:伝達内容がある場合は、ご記入下さい。

⑧ **＜納入製品・部品の「出荷用包装材」確認欄＞**  
 サプライヤ様が J D I グループへの納入時に使用する**“出荷用包装材”に、欧州 R o H S 指令のフタル酸エステル類の使用有無について適切なほうを選択ください。**  
 ※出荷用包装材には部材を入れるトレー・リール・袋、部材に貼る保護フィルム、液状部材の容器(蓋含む)・シリンジ等も含まれます。

⑨ **＜当社の禁止物質一覧＞**  
 当社で禁止している物質の一覧です。  
 (参考の一覧ですのでサプライヤー様が記入する欄ではありません)

規制値などの詳細はグリーン調達ガイドラインの「表 1. 製品含有禁止物質および管理物質基準」を参照下さい。

⑩ **＜コメント欄＞**  
 当社に伝達しておきたい内容などある場合はご記入ください。

## 【別紙 - 構成表の記入要領①】

【別紙 - 構成表】

**①** 日付: \_\_\_\_\_  
 会社名: \_\_\_\_\_  
 品名(一般名称): \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_

(1) 納入製品・部品を構成する部品・原材料情報およびそれに基づく分析報告書およびSDS(MSDS)について下表にご記入下さい。  
 (2) 下記材料については、**製品構成図**もご提出下さい。※詳しくは別シート「**製品構成図記入方法**」参照  
 ・電子部品集 (IC-抵抗・コンデンサ・コネクタなど)、PCB、LED(LED-PCB、サーモスタブル)、タッチパネル

No	構成部品・原材料名	国産	メーカー名	品数		分析報告書		SDS(MSDS) 又は成分表 (%)	備考
				数量	単位	RoHS(注1)	ハロゲン(注2)		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

※書ききれない場合は行を追加して下さい

(注1) RoHSはカドミウム/鉛/水銀/六価クロム(除クロム)/PBBs/PBDEs/DEHP/BBP/DBP/DEBPが測定対象  
 ・カドミウム/鉛/水銀/六価クロム(除クロム)は金属材料で必須  
 ・PBBs/PBDEs/DEHP/BBP/DBP/DEBPは樹脂材料(インク/塗料+合成ゴム含む)は必須  
 (Total)重量の分析結果をPBBs/PBDEsの結果として使用する場合は、  
 ・包装材は本表参照(カドミウム/鉛/水銀/六価クロム(除クロム))が必須であり、PBBs/PBDEs/DEHP/BBP/DBP/DEBPは任意とする。  
 (注2) ハロゲンは樹脂材料(インク+塗料+合成ゴム含む)の塩素/臭素が測定対象。包装材は任意とする。  
 (注3) SDS(MSDS)がない場合は成分情報を表の付録等で記載可能な材料見解でも代用可(材料メーカーの成分表や材料証明書など)

【分析報告書の補足説明】  
 ・分析報告書で表の範囲以上の検出がある場合は備考欄もしくはコメント欄に物質名・検出値・目的用途・適用除外用途などの説明をご記入下さい

- 分析報告書は以下に当てはまる場合は原則として受取できませんのでよく確認してから検出ください
  - ①検出値を超えた検出がある
  - ②分析報告書が不足している(例、樹脂+プラスチック材料のハロゲン分析報告書がないなど)
  - ③分析コードがない
  - ④製造・測定方法が不明でない、又は明記されていない
  - ⑤樹脂材料(インク+塗料+合成ゴム含む)のカドミウム/鉛/水銀/六価クロム/完全燃焼の測定値の記載がない
  - ⑥第三者機関の測定をしていない、もしくは委託機関からの測定結果と一致していない(注)で分析をしている
  - ⑦測定日の日付が古い(8年以内の測定ではないなど)
  - ⑧英文の報告書ではない(英文でのご検出を認めます)

詳しくはグローバル調達ガイドラインを参照ください。以下URLよりダウンロードできます。  
<http://www.jdi-display.com/company/people/procurement/supply.html>  
 コメント欄、伝達内容が不明な場合は、ご記入下さい。

**①** ※デフォルトで保証書トップページに記入した情報が自動反映されるように数式設定されています。

### ＜サプライヤー様の基本情報記入欄＞

- 日付 : 発行年月日を記入してください。
- 会社名 : サプライヤー様の会社名を記入ください。  
※当社から見て一次取引先様をご記入ください。
- 品名(一般名称) : 調達品の一般名称を記入ください。
- JDIコード : 当社指定の **JDI品目コード(9桁)** を記入ください。





## 【別紙 - 構成表の記入要領③④⑤】

【別紙 - 構成表】

日付: \_\_\_\_\_  
会社名: \_\_\_\_\_  
品名(一機名): \_\_\_\_\_  
JDIコード: \_\_\_\_\_

(1)納入製品・部品を構成する部品・原材料情報およびそれに基づく分析報告書およびSDS(MSDS)について下表にご記入下さい。  
(2)下記材料については、**製品構成図**もご提出下さい。※詳しくは別添「**製品構成図記入方法**」参照  
-電子部品類 (IC-抵抗・コンデンサ・コネクターなど)、PCB、LED (LED-PCB、サーモスタブル)、タッチパネル

No	構成部品・原材料名	品番	メーカー名	員数		分析報告書		SDS(MSDS)又は成分表(%)	備考
				数値	単位	RoHS(注1)	ハロゲン(注2)		
1		③	④	⑤					
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

※書ききれない場合は行を追加してください

(注1) RoHSはカドミウム/鉛/水銀/六価クロム(六価クロム)/PBBs/PBDEs/DEHP/BBP/DBP/DEBPが測定対象  
 ・カドミウム/鉛/水銀/六価クロム(六価クロム)は金属材料で必須  
 ・PBBs/PBDEs/DEHP/BBP/DBP/DEBPは樹脂/成形品(インク・塗料・合成ゴム含む)は必須  
 ・(Total)重量の分析結果をPBBs/PBDEsの結果として代用する場合もある  
 ・包装材は本表(カドミウム/鉛/水銀/六価クロム(六価クロム))が必須であり、PBBs/PBDEs/DEHP/BBP/DBP/DEBPは任意とする。  
 (注2) ハロゲンは樹脂/成形品(インク・塗料・合成ゴム含む)の重量/重量が測定対象。包装材は任意とする。  
 (注3) SDS(MSDS)がない場合は成分情報を表件付欄で記載できる材料でも代用可(有材料の成分表や材料証明書など)

【分析報告書の補足説明】  
 ・分析報告書で表件以上の検出がある場合は備考欄もしくはコメント欄に物質名・検出値・目的用途・適用除外用途などの説明をご記入下さい

・分析報告書は以下に当てはまる場合は原則として受理できませんのでよく確認してから提出ください  
 ① 検出値を越えた検出がある  
 ② 分析報告書が不足している(例、樹脂・プラスチック材料のハロゲン分析報告書がないなど)  
 ③ 分析コードがない  
 ④ 前処理・測定方法が不明でない、又は明記されていない  
 ⑤ 樹脂材料(インク・塗料・合成ゴム含む)のカドミウム/鉛/水銀/六価クロムの測定値が完全無検出の記載がない  
 ⑥ 第三者機関の測定をしていない、もしくは認証機関からの測定結果が異なるところで分析をしている  
 ⑦ 測定日の日付が古い(8年以内の測定ではないなど)  
 ⑧ 英文の報告書ではない(英文でのご提出を推奨いたします)  
 詳しくはグリーン調達ガイドラインを参照ください。以下URLよりご確認ください。  
<http://www.jdi.com/company/greenprocurement/supply.html>

コメント欄、伝達内容がある場合は、ご記入下さい。

(Ver.00\_2020年4月1日)

**③**  
**＜構成表：型番の記入＞**  
 各構成部品・原材料のメーカー型番を記入ください。  
 型番がない場合は「-」を記入ください。  
 社外秘の場合は「社外秘」を記入ください。

**④**  
**＜構成表：メーカー名の記入＞**  
 各構成部品・原材料のメーカーの社名を記入ください。  
 社外秘の場合は「社外秘」を記入ください。

**⑤**  
**＜構成表：員数の記入＞**  
 各構成部品・原材料の員数情報を記入ください。  
 (個数カウントできる部品・材料は単位を「P」で選択ください。)  
 (はんだなど個数カウントできない材料は単位を「mg」または「g」を選択し、  
 調達品1個あたりの重量を記入ください。)



【別紙 - 構成表の記入要領⑥】

【別紙 - 構成表】

日付: \_\_\_\_\_  
会社名: \_\_\_\_\_  
品名(一機名): \_\_\_\_\_  
JDIコード: \_\_\_\_\_

(1)納入製品・部品を構成する部品・原材料情報およびそれぞれに該当する分析報告書およびSDS(MSDS)について下表にご記入下さい。  
(2)下記材料については、**製品構成表**もご提出下さい。※詳しくは別添「**製品構成表記入方法**」参照  
-電子部品集 (IC-抵抗・コンデンサ・コネクタなど)、PCB、LED(LED-PCB、サーモスタブル)、タッチパネル

No	構成部品・原材料名	国産	メーカー名	数量		分析報告書		SDS(MSDS) 又は成分表 (%)	備考
				数量	単位	RoHS(注1)	ハロゲン(注2)		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

※空をまれない場合は行を追加して下さい

(注1) RoHSはカドミウム/鉛/水銀/六価クロム(総クロム)/PBBs/PBDEs/DEHP/BBP/DBP/DIBPが測定対象  
 ・カドミウム/鉛/水銀/六価クロム(総クロム)は金属材料で必須  
 ・PBBs/PBDEs/DEHP/BBP/DBP/DIBPは樹脂材料(インク・塗料・合成ゴム含む)は必須  
 (Total臭素の分析結果をPBBs/PBDEsの結果として代用する場合もある)  
 ・包装材料は半金属(カドミウム/鉛/水銀/六価クロム(総クロム))が必須であり、PBBs/PBDEs/DEHP/BBP/DBP/DIBPは任意とする。  
 (注2) ハロゲンは樹脂材料(インク・塗料・合成ゴム含む)の塩素/臭素が測定対象。包装材料は任意とする。  
 (注3) SDS(MSDS)がない場合は成分情報を発行し閲覧できる別資料でも代用可(材料メーカーの成分表や材料証明書など)

【分析報告書の補足説明】  
 ・分析報告書で感測以上の検出がある場合は備考欄もしくはコメント欄に物質名・検出値・目的用途・適用除外用途などの説明をご記入下さい

・分析報告書は以下に当てはまる場合は原則として受理できませんのでよく確認してから提出ください  
 ① 検出値を越えた検出がある  
 ② 分析報告書が不足している(例、樹脂・プラスチック材料のハロゲン分析報告書がないなど)  
 ③ 分析メーカーがない  
 ④ 測定方法・測定方法が不明でない、又は確認されていない  
 ⑤ 樹脂材料(インク・塗料・合成ゴム含む)のカドミウム/鉛/水銀/六価クロムの測定で完全燃焼の記録がない  
 ⑥ 第三者機関の測定をしていない、もしくは保証機関からの測定が正しいところで行っている  
 ⑦ 測定日の日付が古い(2年以内の測定ではないなど)  
 ⑧ 英文の報告書ではない(英文でのご提出を推奨いたします)  
 詳しくはグローバル調達ガイドラインを参照ください。以下URLよりご確認ください。  
<http://www.jdi.com/globalprocurement/procurement/supply.html>

コメント欄(任意)記載がある場合は、ご記入下さい。

(Ver.8.00.2020年4月1日)

⑥

＜構成表：分析報告書（RoHS）の有無チェック＞  
 各構成部品・原材料の**欧州RoHS指令の禁止物質（カドミウム/鉛/水銀/六価クロム（総クロム）/PBBs/PBDEs/DEHP/BBP/DBP/DIBP）の第三者機関の分析報告書の有無**を記入ください。

プルダウン形式になっており、  
 有の場合 : ○  
 無の場合 : ×  
 支給部材の場合 : JDI支給部材  
 から選択してください。

※カドミウム/鉛/水銀/六価クロム（総クロム）は包装材料を含む全材料で必須です。×の場合は部品・原材料メーカーより入手するか、測定をお願いします。

※PBBs・PBDEs/DEHP/BBP/DBP/DIBPは樹脂材料（インク・塗料・合成ゴム含む）は必須です。包装材料は任意とします。  
 （全臭素の分析結果をPBBsとPBDEsの結果として代用可）

※当社から支給される部材（JDI支給部材）については、支給部材に関する分析報告書の提出は不要です。

分析報告書の詳細は本資料「④ - 4. 分析報告書」を参照ください

## 【別紙 - 構成表の記入要領⑦】

【別紙 - 構成表】

日付: \_\_\_\_\_  
会社名: \_\_\_\_\_  
品名(一機名称): \_\_\_\_\_  
JDIコード: \_\_\_\_\_

(1)納入部品・部品を構成する部品・原材料情報およびそれぞれに該当する分析報告書およびSDS(MSDS)について下表にご記入下さい。  
(2)下記材料については、**製品構成表**もご提出下さい。※詳しくは別シート「**製品構成表記入方法**」参照  
-電子部品類 (IC-抵抗・コンデンサ・コネクタなど)、PCB、LED (LED-PCB、サーモスタブル)、タッチパネル

No	構成部品・原材料名	国産	メーカー名	数量		分析報告書		SDS(MSDS) 又は成分表 (別紙)	備考
				数量	単位	RoHS(注1)	ハロゲン(注2)		
1							⑦		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

※書ききれない場合は行を追加して下さい

(注1) RoHSはカドミウム/鉛/水銀/六価クロム(六価クロム)/Pb/Bi/Pb/DE/DEHP/BBP/DBP/DEHPが測定対象  
 ・カドミウム/鉛/水銀/六価クロム(六価クロム)は金属材料で必須  
 ・Pb/Bi/Pb/DE/DEHP/BBP/DBP/DEHPは樹脂/インク/塗料/合成ゴムを含むは必須  
 (Total重量の分析結果をPb/Bi/Pb/DE/DEHPの結果として代用する場合は不可)  
 ・包装材は金属材料(カドミウム/鉛/水銀/六価クロム(六価クロム))が必須であり、Pb/Bi/Pb/DE/DEHP/BBP/DBP/DEHPは任意とする。  
 (注2) ハロゲンは樹脂/インク/塗料/合成ゴムを含むは必須/重量が測定対象。包装材は任意とする。  
 (注3) SDS(MSDS)がない場合は成分情報を発行し閲覧できる別資料でも代用可(別紙メーカーの成分表や材料証明書など)

【分析報告書の補足説明】  
 ・分析報告書で規制値以上の検出がある場合は備考欄もしくはコメント欄に物質名・検出値・目的用途・適用除外用途などの説明をご記入下さい

・分析報告書は以下に当てはまる場合は原則として発庫できませんのでよく確認してから提出ください  
 ① 検出値を越えた検出がある  
 ② 分析報告書が不足している(例、樹脂・プラスチック材料のハロゲン分析報告書がないなど)  
 ③ 分析メーカーがない  
 ④ 測定方法・測定方法が不明でない、又は明記されていない  
 ⑤ 樹脂材料(インク/塗料/合成ゴムを含む)の成分比と給湯測定の測定値で完全一致の記録がない  
 ⑥ 第三者機関の測定をしていない、もしくは認証機関からの測定結果が正しいことを分析している  
 ⑦ 測定日の日付が古い(8年以内の測定ではないなど)  
 ⑧ 英文の報告書ではない(英文でのご提出を推奨いたします)  
 詳しくはグリーン調達ガイドラインを参照ください。以下URLよりご確認ください。  
<http://www.jdi.com/company/procurement/supply.html>

コメント欄・伝達内容がある場合は、ご記入下さい。

(Ver.00.20.20年4月1日)

### ⑦

＜構成表：分析報告書（ハロゲン）の有無チェック＞  
 各構成部品・原材料の**ハロゲン（塩素・臭素）**の**第三者機関の分析報告書**の有無を記入ください。

プルダウン形式になっており、  
 有の場合 : ○  
 無の場合 : ×  
 対象外の場合 : - (部品・原材料が**金属・ガラス・セラミック材料**の場合)  
 支給部材の場合 : JDI支給部材  
 から選択してください。

※ハロゲンの分析報告書は部品・原材料が**樹脂材料は必須**ですが、**金属・ガラス・セラミック材料は不要**です。包装材は任意とします。

※樹脂材料で×の場合は部品・原材料メーカーより入手するか、測定をお願いします。

※当社から支給される部材（JDI支給部材）については、支給部材に関する分析報告書の提出は不要です。

分析報告書の詳細は本資料「④ - 4. 分析報告書」を参照ください

## 【別紙 - 構成表の記入要領⑧⑨】

【別紙 - 構成表】

日付: \_\_\_\_\_  
会社名: \_\_\_\_\_  
品名(一機名称): \_\_\_\_\_  
JDIコード: \_\_\_\_\_

(1)納入製品・部品を構成する部品・原材料情報およびそれに基づく分析報告書およびSDS(MSDS)について下表にご記入下さい。  
(2)下記材料については、**製品構成表**にも提出下さい。※詳しくは別シート「**製品構成表記入方法**」参照  
\*電子部品類 (IC-抵抗・コンデンサ・コネクタなど)、PCB、LED (LED-PCB、サーモスタット)、タッチパネル

No	構成部品・原材料名	国産	メーカー名	数量		分析報告書		SDS(MSDS) 又は成分表 (有)	備考
				数値	単位	RoHS(注1)	ハロゲン(注2)		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

※書ききれない場合は行を追加して下さい

(注1) RoHSはカドミウム/鉛/水銀/六価クロム(鉛/クロム)/Pb/Ba/PbDEs/DEHP/BBP/DBP/DEBPが測定対象  
\*カドミウム/鉛/水銀/六価クロム(鉛/クロム)は金属材料で必須  
\*Pb/Ba/PbDEs/DEHP/BBP/DBP/DEBPは樹脂/インク/塗料/接着剤/合成ゴムを含むは必須  
(Total)数量の分析結果をPb/Ba/PbDEsの結果として代用する場合もある

\*包装は4重包装(カドミウム/鉛/水銀/六価クロム(鉛/クロム))が必須であり、Pb/Ba/PbDEs/DEHP/BBP/DBP/DEBPは任意とする。  
(注2) ハロゲンは樹脂/塗料/接着剤/合成ゴムを含むは必須/数量が測定対象。包装材は任意とする。  
(注3) SDS(MSDS)がない場合は成分情報を添付情報表で記載可能な材料でも代用可(材料メーカーの成分表や材料証明書など)

【分析報告書の補足説明】  
\*分析報告書で規制値以上の検出がある場合は備考欄もしくはコメント欄に物質名・検出値・目的用途・適用除外用途などの説明をご記入下さい

\*分析報告書は以下に当てはまる場合は原則として差戻しをできませんので(確認してから提出下さい)  
①総数量を超えた検出がある  
②分析報告書が不足している(例、樹脂・プラスチック材料のハロゲン分析報告書がないなど)  
③分析メーカーがない  
④前処理・測定方法が適切でない、又は明記されていない  
⑤樹脂材料(インク/塗料/接着剤/合成ゴム含む)のカドミウム/鉛/水銀/六価クロムの測定で完全燃焼の記録がない  
⑥第三者機関の測定をしていない、もしくは認証機関からの測定結果が正しいことを分析で行っている  
⑦測定日の日付がない(8年以内の測定ではないなど)  
⑧異文の報告書ではない(異文でのご提出を控えます)

詳しくはグリーン調達ガイドラインを参照ください。以下URLよりダウンロード可能です。  
[http://www.jdi.com/company/gpc/gpc\\_coursework\\_supply.html](http://www.jdi.com/company/gpc/gpc_coursework_supply.html)

コメント欄

### ⑧

＜構成表：SDS（MSDS）又は成分表の有無チェック＞  
各構成部品・原材料のSDS（MSDS）の有無を記入してください。SDS（MSDS）がない場合は成分表も可とします。

プルダウン形式になっており、  
有の場合 : ○  
無の場合 : ×  
支給部材の場合：JDI支給部材から選択してください。

※×の場合は部品・原材料メーカーより入手してください。

※当社から支給される部材（JDI支給部材）については、支給部材に関するSDS（MSDS）又は成分表の提出は不要です。

### ⑨

＜構成表：備考欄の記入＞  
分析報告書に当社の禁止物質基準の規制値を超えている場合は、その数値と適用除外用途に該当する旨をご記入ください。  
(例えば、「鉛12000ppm検出だがRoHS適用除外に該当します」など)

※備考欄に記入しきれない場合はコメント欄をご活用ください。

## 【部品構成図について】

【別紙 - 構成表】

日付: \_\_\_\_\_  
 会社名: \_\_\_\_\_  
 品名(一機名称): \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_

(1) 納入製品・製品を構成する部品・原材料(価額およびそれに基づく分析報告書およびSDS(MSDS))について下表にご記入下さい。

(2) 下記部材については、**部品構成図**もご提出下さい。 ※詳しくは別シート「**部品構成図作成方法**」を参照  
 ・電子部品類 (IC・抵抗・コンデンサ・コネクタなど)、FPC、LED (LED-FPC、サーミスタ含む)、タッチパネル

No	構成部品・原材料名	品番	メーカー名	数量		分析報告書		SDS(MSDS) 又は成分表 (%)	備考
				数値	単位	RoHS(%)	ハロゲン(%)		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									

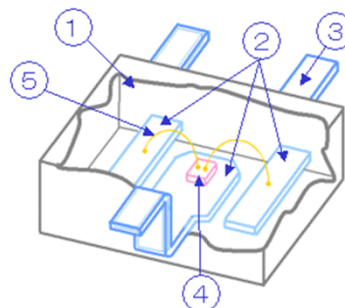
⑩

### <部品構成図の作成>

下記部材については、**部品構成図**も作成してご提出下さい。

・電子部品類 (IC・抵抗・コンデンサ・コネクタなど)、FPC、LED (LED-FPC、サーミスタ含む)、タッチパネル

トランジスターの例



項	部位	材料
①	Mold Resin	エポキシ樹脂
②	Frame	ニッケル
③	Lead Finish	鉛フリーはんだ
④	Pellet	シリコン
⑤	Bonding Wire	金

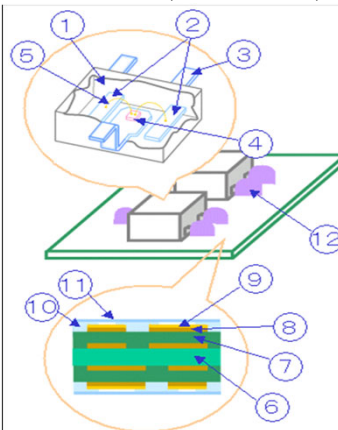
これらの部材は構成名称と原材料の関係が分かり難いので、構成部材毎の含有化学物質情報を正確に確認するために必要としています

### <重要!!>

・「**部品構成図**」については、**不使用保証書とは別のファイル(任意書式)でjDescに登録願います。**

・jDesc登録時に、**登録文書名として「部品構成図」を選択願います。**

電子基板 (PCB基板) の例



項	部品名	部位名	材料名
①	Transistor	Mold Resin	エポキシ樹脂
②		Frame	ニッケル
③		Lead Finish	鉛フリーはんだ
④		Pellet	シリコン
⑤		Bonding Wire	金
⑥	PC board	Base	エポキシ樹脂 銅合金
⑦		Prepreg	エポキシ樹脂
⑧		Copper foil	銅合金
⑨		Copper plating	電気銅めっき
⑩		Solder resist	エポキシ樹脂
⑪		Road map(Ink)	エポキシ樹脂
⑫		Solder	-

## 【別紙 - 調査表の記入要領①②】

1/3

**【別紙 - 調査表】**

②

①

目付: \_\_\_\_\_  
 会社名: \_\_\_\_\_  
 品名(一般名称): \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_

(1) 納入製品・部品1個あたりの重量をご記入下さい

(2) JAMAシート、分析報告書、SDS(MSDS)の成分情報をもとに以下表の調査対象物質について含有の有無をご選択下さい

※少量でも含有している場合は、**漏れなく**「物質名」「CAS No.」「含有率」「単位・材料名称」「目的・用途」「RoHS適用除外用途」をご記入下さい。

※JAMAシートにCAS No.の記載が無い物質(Misc not to declareなど)に、以下表の調査対象物質を含有している場合についても、**漏れなく**ご記入下さい。

※含ませない場合は行を通過してご記入ください

※品名の記載記入間違いにご注意ください

No.	調査対象物質	含有 有無 (はい)	物質名	CAS No.	含有率 (%)	単位・ 材料名称	目的・用途	適用除外 用途	備考
A1	鉛及び鉛化合物	禁止							
A2	水銀及び水銀化合物	禁止							
A3	カドミウム及びカドミウム化合物	禁止							
A4	六価クロムおよびその化合物	禁止							
A5	ポリ塩化ビフェニル系(PCBB系)	禁止						-	
A6	ポリ塩化ジフェニルエーテル系(PCDE系)	禁止						-	
A7-1	ポリ塩化ナフタレン系(PCNF系)	禁止						-	
A7-2	ポリ塩化ビフェニル系(PCBF系)	禁止						-	
A7-3	ポリ塩化ターフェニル系(PCTF系)	禁止						-	
A7-4	モノテトラフルオロエチレン系(MTTFE系) モノテトラフルオロエチレン系(MTTFE系) モノテトラフルオロエチレン系(MTTFE系)	禁止						-	
A8	アスベスト	禁止						-	
A9-1	三價鉄有機スズ化合物 (トリス(フェニル)メチルジメチルジメチル)	禁止						-	
A9-2	ジブチルスズ化合物(DBT)	禁止						-	
A9-3	ジオクチルスズ化合物(DOT)	禁止						-	
A10	限量的検査パラフィン(SOP) 限量的検査パラフィン(MQOP)	禁止						-	
A11	フタル化合物	禁止						-	
A12-1	1) フタル酸ジメチル(DMDF) 2) フタル酸ジエチル(DEDF) 3) フタル酸ジブチル(DBDF) 4) フタル酸ジオクチル(ODDF)	禁止						-	
A12-2	1) フタル酸ジイソブチル(IBMDF) 2) フタル酸ジイソ辛チル(ISHMDF) 3) フタル酸ジノルボルネン(NBDMDF) 4) フタル酸ジヘキシル(HXDMDF) 5) フタル酸ジシクロヘキシル(SCMDF) 6) フタル酸ジデシル(DSDMDF) 7) フタル酸ジドデシル(DDMDF) 8) フタル酸ジステアリン(SMDF) 9) フタル酸ジオレイル(OIDMDF) 10) フタル酸ジラウリル(LADMDF) 11) フタル酸ジミリスチル(MMDMDF) 12) フタル酸ジステアリン酸モノメチル(MSMDMDF) 13) フタル酸ジステアリン酸モノエチル(ESMDMDF) 14) フタル酸ジステアリン酸モノブチル(BSMDMDF) 15) フタル酸ジステアリン酸モノオクチル(OSMDMDF) 16) フタル酸ジステアリン酸モノドデシル(DDMDF) 17) フタル酸ジステアリン酸モノステアリン(SSMDMDF) 18) フタル酸ジステアリン酸モノオレイル(OSMDMDF) 19) フタル酸ジステアリン酸モノラウリル(LADMDF) 20) フタル酸ジステアリン酸モノミリスチル(MMDMDF) 21) フタル酸ジステアリン酸モノシクロヘキシル(SCMDF) 22) フタル酸ジステアリン酸モノデシル(DSDMDF) 23) フタル酸ジステアリン酸モノドデシル(DDMDF) 24) フタル酸ジステアリン酸モノステアリン(SSMDMDF)	禁止						-	

①

※デフォルトで保証書トップページに記入した情報が自動反映されるように数式設定されています。

**＜サプライヤー様の基本情報記入欄＞**

日付 : 発行年月日を記入してください

会社名 : サプライヤー様の会社名を記入ください

※当社から見て一次取引先様がご記入ください。

品名(一般名称) : 調達品の一般名称を記入ください

JDIコード : 当社指定のJDI品目コード(9桁)を記入ください

②

**＜重量の記入欄＞**

調達品1個あたりの重量(単位: mg又はg)を記入ください。

個数カウントができない場合は単位長さ・体積あたりの重量を記入ください

例. ACFの場合、「1mあたり〇〇mg」など

液体などの薬剤類の場合「100mLあたり〇〇mg」など

## 【別紙 - 調査表の記入要領③】

1/3

**【別紙 - 調査表】**

品名: \_\_\_\_\_  
 会社名: \_\_\_\_\_  
 品名(一般名称): \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_

(1) 納入製品・部品1個あたりの重量をご記入下さい   ※適宜な単位をご選択ください。※数値記入間違いにご注意ください。

(2) JAMAシート、分析報告書、SDS(MSDS)の成分情報をもとに下表の調査対象物質について含有有無をご選択下さい

※少量でも含有している場合は、**規制値に関係なく**「物質名」「CAS No.」「含有率」「単位・材料名称」「目的・用途」「RoHS適用除外用途」をご記入下さい。

※JAMAシートにCAS No.の記載が無い物質(Misc not to declareなど)に、以下表の調査対象物質を含有している場合についても、**漏れなくご記入下さい。**

**③**

※空欄を有する場合も必ずご記入ください。 ※単位は必ず記入間違いにご注意ください。

No.	調査対象物質	含有有無	物質名	CAS No.	含有率の含有率	単位・材料名称	目的・用途	適用除外用途	備考	
A1	酸及び酸化合物	禁止								
A2	水酸及び水酸化合物	禁止								
A3	カドミウム及びカドミウム化合物	禁止								
A4	六価クロムおよびその化合物	禁止								
A5	ポリ塩化ビフェニル(PBB類)	禁止						-		
A6	ポリ塩化ジフェニルエーテル(PBDE類)	禁止						-		
A7-1	ポリ塩化ナフタレン(PCN類)	禁止						-		
A7-2	ポリ塩化ビフェニル(PBCN類)	禁止						-		
A7-3	ポリ塩化ターフェニル(PCPT類)	禁止						-		
A7-4	モノテトラフルオロエチレン(MTTFE)、モノテトラフルオロエチレンジメチル(MTTFED)、モノテトラフルオロエチレンジメチルジベンジル(MTTFEDMB)	禁止						-		
A8	アスベスト	禁止						-		
A9-1	三價鉄有機スズ化合物 (トリス(ブチル)スズ(III)化合物)	禁止						-		
A9-2	ジブチルスズ化合物(DBT)	禁止						-		
A9-3	ジオクチルスズ化合物(DCT)	禁止						-		
A10	限量的構造化パラフィン(SDOP) 非限量的構造化パラフィン(MGDP)	禁止						-		
A11	アリ化合物	禁止						-		
A12-1	1) フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP) (DEHP) 2) フタル酸ジ(2-メチルヘキシル) (DMHP) 3) フタル酸ジ(2-ブチル) (DBP) 4) フタル酸ジ(2-オクチル) (DOP)	禁止						-		
A12-2	1) フタル酸ジ(2-メチルヘキシル) (DMHP) 2) フタル酸ジ(2-ブチル) (DBP) 3) フタル酸ジ(2-オクチル) (DOP) 4) フタル酸ジ(2-デシル) (DDHP) 5) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 6) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 7) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 8) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 9) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 10) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 11) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 12) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 13) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 14) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 15) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 16) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 17) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 18) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 19) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 20) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 21) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 22) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 23) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 24) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 25) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 26) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 27) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 28) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 29) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 30) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 31) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 32) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 33) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 34) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 35) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 36) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 37) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 38) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 39) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 40) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 41) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 42) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 43) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 44) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 45) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 46) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 47) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 48) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 49) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 50) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 51) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 52) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 53) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 54) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 55) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 56) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 57) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 58) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 59) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 60) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 61) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 62) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 63) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 64) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 65) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 66) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 67) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 68) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 69) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 70) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 71) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 72) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 73) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 74) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 75) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 76) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 77) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 78) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 79) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 80) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 81) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 82) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 83) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 84) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 85) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 86) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 87) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 88) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 89) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 90) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 91) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 92) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 93) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 94) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 95) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 96) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 97) フタル酸ジ(2-ドデシル) (DDHP) 98) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP) 99) フタル酸ジ(2-オクタデシル) (DDHP) 100) フタル酸ジ(2-ヘキサデシル) (DDHP)	禁止							-	

**③**

**＜含有“有無”の記入欄＞**

J A P I Aシート、分析報告書、SDS(MSDS)の成分情報をもとに表の調査対象物質について含有有無をご記入下さい

表にある全ての物質群について、含有の「有」「無」をプルダウンメニューより選択ください

※規制値に関係なく、少量でも含有している場合は「有」を選択してください

※ J A P I Aシート、分析報告書、SDS (MSDS) を確認しながら選択してください



## 【別紙 - 調査表の記入要領④】

1/3

**【別紙 - 調査表】**

品名: \_\_\_\_\_  
 会社名: \_\_\_\_\_  
 品名(一般名称): \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_

(1) 納入製品・部品1個あたりの重量をご記入下さい。          **※少量な単位をご選択ください。記載記入間違いにご注意ください。**

(2) JAMAシート、分析報告書、SDS(MSDS)の成分情報をもとに以下表の調査対象物質について含有有無をご選択下さい

※少量でも含有している場合は **規制値に関係なく**「物質名」「CAS No.」「含有率」「部位・材料名称」「目的・用途」「RoHS適用除外用途」をご記入下さい。

※JAMAシートにCAS No.の記載が無い物質 (Misc.not to declareなど) に、以下表の調査対象物質を含有している場合についても、**漏れなく**ご記入下さい。

**④**

**※含有率を記入する場合は行を挿入してご記入ください。**

No.	調査対象物質	含有有無 (有/無)	物質名	CAS No.	含有率の含有率 (%)	部位・材料名称	目的・用途	RoHS適用除外用途	備考
A1	鉛及び鉛化合物	禁止							
A2	水銀及び水銀化合物	禁止							
A3	カドミウム及びカドミウム化合物	禁止							
A4	六価クロムおよびその化合物	禁止							
A5	ポリ塩化ビフェニル系(PCB系)	禁止						-	
A6	ポリ塩化ジフェニルエーテル系(PBDE系)	禁止						-	
A7-1	ポリ塩化ナフタレン系(PCNF系)	禁止						-	
A7-2	ポリ塩化ビフェニル系(PCBF系)	禁止						-	
A7-3	ポリ塩化ターフェニル系(PCTF系)	禁止						-	
A7-4	モノ塩化ナフタレン系(PCNF)	禁止						-	
A7-5	モノ塩化ジフェニルエーテル系(PCDEF)	禁止						-	
A8	アスベスト	禁止						-	
A9-1	三酸化有機スズ化合物 (三酸化ジブチルスズ、三酸化ジフェニルスズ)								
A9-2	ジブチルスズ化合物 (DBT)								
A9-3	ジオクタルスズ化合物 (DOT)								
A10	有機臭素化パラフィン(SOP) 無機臭素化パラフィン(MOOP)								
A11	フタル化合物								
A12-1	(1) フタル酸ジメチル (DMF) (2) フタル酸ジエチル (DEF) (3) フタル酸ジブチル (DBF) (4) フタル酸ジフェニル (DFP)								
A12-2	(1) フタル酸ジメチル (DMF) (2) フタル酸ジエチル (DEF) (3) フタル酸ジブチル (DBF) (4) フタル酸ジフェニル (DFP) (5) フタル酸ジペンチル (DPF) (6) フタル酸ジヘキシル (HFP) (7) フタル酸ジヘプタシル (HPF) (8) フタル酸ジオクタシル (OPF) (9) フタル酸ジノナシル (NPF) (10) フタル酸ジデカシル (DPF) (11) フタル酸ジドデカシル (DDPF) (12) フタル酸ジトリデカシル (TDPF) (13) フタル酸ジテトラデカシル (TDPF) (14) フタル酸ジペンタデカシル (PDPF) (15) フタル酸ジヘキサデカシル (HDPF) (16) フタル酸ジヘプタデカシル (HPDF) (17) フタル酸ジオクタデカシル (OPDF) (18) フタル酸ジノナデカシル (NPDF) (19) フタル酸ジデカデカシル (DKPDF) (20) フタル酸ジウンデカシル (UDPDF) (21) フタル酸ジドデカシル (DDPDF)								

**※もし、同じ物質群が複数の部位に含有している場合は、行の挿入や、セル内での改行をして記入してください**

**④**

### ＜含有物質情報の記入欄＞

**③で含有「有」を選択した場合は以下の情報を記入ください**

**【物質名】**  
物質名の一般名称を記入ください。

**【CAS No.】**  
物質にCAS Noがある場合は記入ください。  
ない場合は「-」を記入ください。

**【均質材料含有率[ppm]】**  
均質材料に対する含有率（単位：ppm）を記入ください。※SVHC対象物質は製品重量に対する含有率を記入ください。

**【部位・材料名称】**  
物質の含有している部位・材料名称を記入ください（構成表の名称に合わせてください）

**【目的・用途】**  
物質を含有している目的・用途を記入ください。  
例. 特性向上、不純物、残渣など

※少量でも含有している場合は**規制値に関係なく**「物質名」「CAS No.」「含有率」「部位・材料名称」「目的・用途」「RoHS適用除外用途」をご記入下さい。  
※JAPIAシートにCAS No.の記載が無い物質 (Misc.not to declareなど) に、表の調査対象物質を含有している場合についても、**漏れなく**ご記入下さい。

## 【別紙 - 調査表の記入要領⑤】

1/3

**【別紙 - 調査表】**

目的: \_\_\_\_\_  
 会社名: \_\_\_\_\_  
 品名 (一般名称): \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_

(1) 納入製品・部品1個あたりの重量をご記入下さい   ※適用除外品をご選択ください。※製造年を記入してください。

(2) JAMAシート、分析報告書、SDS(MSDS)の成分情報をもとに以下表の調査対象物質について含有有無をご選択下さい

※少量でも含有している場合は、**調査対象に属する**「物質名」「CAS No.」「含有率」「単位・材料名称」「目的・用途」「RoHS適用除外用途」をご記入下さい。

※JAMAシートにCAS No.の記載が無い物質 (Misc not to declareなど)に、以下表の調査対象物質を含有している場合についても、**属れなくご記入下さい。**

**⑤**

※含有率がない場合は行を追加してご記入ください。 ※物質の製造年を記入してください。

No.	調査対象物質	含有有無 (有)	物質名	CAS No.	含有率 (%)	単位・材料名称	目的・用途	適用除外用途	備考
A1	鉛及び鉛化合物	禁止							
A2	水銀及び水銀化合物	禁止							
A3	カドミウム及びカドミウム化合物	禁止							
A4	六価クロムおよびその化合物	禁止							
A5	ポリ塩化ビフェニル系(PCBB系)	禁止						-	
A6	ポリ塩化ジフェニルエーテル系(PCDE系)	禁止						-	
A7-1	ポリ塩化ナフタレン(PCNF系)	禁止						-	
A7-2	ポリ塩化ビフェニル系(PCBF系)	禁止						-	
A7-3	ポリ塩化ターフェニル系(PCTF系)	禁止						-	
A7-4	モノテトラフルオロエチレン系(MTFE系) モノテトラフルオロエチレン系(MTFE系) モノテトラフルオロエチレン系(MTFE系)	禁止						-	
A8	アスベスト	禁止						-	
A9-1	三價鉄有機スズ化合物 (鉛と同一の製造年を記入してください)	禁止						-	

**※もし、大型製品の部材などで鉛等の除外コードが複数存在するケースは行を追加してご記入ください**

A12-1	1) フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) (DOP) 2) フタル酸ジブチル (DBP) 3) フタル酸ジフェニル (DPP) 4) フタル酸ジイソブチル (DIBP)	禁止						-	
A12-2	1) フタル酸ジメチル (DMF) 2) フタル酸ジエチル (DEF) 3) フタル酸ジブチル (DBP) 4) フタル酸ジフェニル (DPP) 5) フタル酸ジイソブチル (DIBP) 6) フタル酸ジペンチル (DPP) 7) フタル酸ジヘキシル (DHP) 8) フタル酸ジヘプタール (DHP) 9) フタル酸ジオクタール (DOP) 10) フタル酸ジノナール (DNP) 11) フタル酸ジデカール (DTP) 12) フタル酸ジドデカール (DDP) 13) フタル酸ジトリデカール (DTP) 14) フタル酸ジテトラデカール (DTP) 15) フタル酸ジペンチル (DPP) 16) フタル酸ジヘキシル (DHP) 17) フタル酸ジヘプタール (DHP) 18) フタル酸ジオクタール (DOP) 19) フタル酸ジノナール (DNP) 20) フタル酸ジデカール (DTP) 21) フタル酸ジドデカール (DDP) 22) フタル酸ジトリデカール (DTP) 23) フタル酸ジテトラデカール (DTP)	禁止						-	

⑤

<適用除外用途の記入欄>

欧州 R o H S 指令の適用除外用途に当てはまる物質を含有している場合は、プルダウンメニューから該当するものを選択ください

※適用除外コードは保証書フォーマットに付属している「欧州RoHS指令の適用除外用途」を参照してください。



## 【別紙 - 調査表の記入要領⑥】

【別紙 - 調査表】

日付: \_\_\_\_\_  
 会社名: \_\_\_\_\_  
 品名(一般名称): \_\_\_\_\_  
 JDIコード: \_\_\_\_\_

(1) 納入製品・部品1個あたりの重量をご記入下さい。  mg ※適切な単位をご記入ください。検査記入間違いにご注意ください。

(2) JAMAシート、分析報告書、SDS(MSDS)の成分情報をもとに以下表の調査対象物質について含有有無をご選択下さい

※少量でも含有している場合は規制値に関係なく「物質名」「CAS No.」「含有率」「部位・材料名称」「目的・用途」「RoHS適用除外用途」をご記入下さい。  
 ※JAMAシートにCAS No.の記載が無い物質(Misc.not to declareなど)に、以下表の調査対象物質を含有している場合についても、漏れなくご記入下さい。

※書ききれない場合は行を追加してご記入ください。 ※異位の検査記入間違いにご注意ください。

No.	調査対象物質	含有有無	物質名	CAS No.	均質中の含有率(ppm)	部位・材料名称	目的・用途	適用除外用途	備考
A1	鉛及び鉛化合物	禁止							
A2	水銀及び水銀化合物	禁止							
A3	カドミウム及びカドミウム化合物	禁止							
A4	六価クロムおよびその化合物	禁止							
A5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	禁止							
A6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	禁止							
A7-1	ポリ塩化ナフタレン(PCN類)	禁止							
A7-2	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)	禁止							
A7-3	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	禁止							
A7-4	モノメチル-トリクロロ-ジフェニルメタン、モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン、モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン(DBBT)	禁止							
A8	アスベスト	禁止							
A9-1	三置換有機スズ化合物 (ビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTBTO)を含む)	禁止							
A9-2	ジブチルスズ化合物(DBT)	禁止							
A9-3	ジオクチルスズ化合物(DOT)	禁止							
A10	短鎖型塩素化パラフィン(SCOP) 中鎖型塩素化パラフィン(MCCP)	禁止							
A11	アゾ化合物	禁止							
A12-1	① フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP) (DOP) ② フタル酸ジ(2-メチルヘキシル) (DBP) ③ フタル酸ジ(2-ブチルヘキシル) (BBP) ④ フタル酸ジ(2-オクチルヘキシル) (DDEP)	禁止							
A12-2	① フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP) ② フタル酸ジ(2-メチルヘキシル) (DBP) ③ フタル酸ジ(2-ブチルヘキシル) (BBP) ④ フタル酸ジ(2-オクチルヘキシル) (DDEP)および異量体 ⑤ フタル酸ジ(2-メチルヘキシル) (DBP) ⑥ フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP) ⑦ フタル酸ジ(2-ブチルヘキシル) (BBP) ⑧ フタル酸ジ(2-オクチルヘキシル) (DDEP) ⑨ フタル酸ジ(2-メチルヘキシル) (DBP) ⑩ フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP) ⑪ フタル酸ジ(2-ブチルヘキシル) (BBP) ⑫ フタル酸ジ(2-オクチルヘキシル) (DDEP) ⑬ フタル酸ジ(2-メチルヘキシル) (DBP) ⑭ フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP) ⑮ フタル酸ジ(2-ブチルヘキシル) (BBP) ⑯ フタル酸ジ(2-オクチルヘキシル) (DDEP) ⑰ フタル酸ジ(2-メチルヘキシル) (DBP) ⑱ フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP) ⑲ フタル酸ジ(2-ブチルヘキシル) (BBP) ⑳ フタル酸ジ(2-オクチルヘキシル) (DDEP) ㉑ フタル酸ジ(2-メチルヘキシル) (DBP) ㉒ フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP) ㉓ フタル酸ジ(2-ブチルヘキシル) (BBP) ㉔ フタル酸ジ(2-オクチルヘキシル) (DDEP)	禁止							

⑥ <備考・コメント欄>  
 補足説明や、当社に伝達する内容がありましたら、備考またはコメント欄に記入ください。

B5	Proposition 65 list of chemicals (注5)	管理							
B6	Washington State's List of Chemicals of High Concern to Children (CHOC) (注6)	管理							
B7	1-ブロモプロパン	管理							
B8	リン系燐剤	管理							
B9	赤リン	管理							
B10	ビスフェノールF ビスフェノールS	管理							
B11	揮発性有機化合物 (VOC)	管理							
B12	コバルト及びコバルト化合物	管理							
B13	内分泌かく乱化学物質 (EDC)	管理							
B14	IEC62474物質 (注7)	管理							
B15	リン化インジウム	管理							
B16	ペルフルオロアルキル物質とポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	管理							

(注1) 各物質の規制値はジャパンディスプレイのグリーン調達ガイドラインの「製品含有禁止物質および管理物質基準」を参照ください。  
 なお本調査表は規制値に関係なく少量でも含有している物質については漏れなく記載ください。  
 ジャパンディスプレイのグリーン調達ガイドラインは以下URLより参照ができます。  
<http://www.jdi.com/csr/green/purchasing/guide.html>

(注2) 日付時点の化学法 第一種特定化学物質 (認可対象含む)を対象とします。  
 (注3) 日付時点のEU REACH規制の付属書XIVとXVIIを対象とします。付属書XIVとXVIIの対象物質は以下URLを参照  
<https://echa.europa.eu/substances-list>  
 付属書XVII ... <https://echa.europa.eu/en/infocentre/articles>

(注4) 日付時点のEU REACH規制 SVHC (認可対象候補物質)を対象とします。製品・部品重量中の含有率をご記入下さい。SVHCは以下URLを参照  
<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

(注5) Proposition 65 listは下記URL参照  
[http://oehha.ca.gov/prod65/prop65\\_list/Newlist.html](http://oehha.ca.gov/prod65/prop65_list/Newlist.html)

(注6) CHOCは下記URL参照  
<http://www.wa.gov/WAC/default.aspx?cite=173-324-120>

(注7) IEC62474物質は下記URL参照。  
<http://tdi.com/ie62474>  
 ※各URLは変更される場合があります  
 このほか、調査対象外の物質はご記入下さい。

⑥ コメント欄

## 【保証書の記入に関する注意事項】

- Excelのフォーマットの「記入例」も参考にして作成をお願い致します。
- フォーマットを**書き換えることは禁止**します。
- 必要事項の**記入漏れ**・間違いや**印鑑忘れ**にご注意ください。
- 当社から見て一次サプライヤー様が記入したものを**ご提出**ください。  
(例えば、「メーカー様⇒商社様⇒当社」の商流は、当社と**直接お取引を行う商社様**が**ご記入**ください。)
- jDescに登録するときは**Excel**、または**PDF形式**でお願いします。  
原紙での送付は不要です (要求された場合はご対応ください)  
※**電子ファイルは印刷可の設定で提出**をお願いします。

## ④-3. JAPIAシート

## 1. JAPIAシートとは？

- ・部材の全成分報告用の業界共通フォーマット。（Excel形式で日本語・英語・中国語版あり）
- ・日本自動車部品工業会(JAPIA) から提供されており、主に国際的フォーマットのIMDS作成を補助するための成分表フォーマットです。

## 2. JAPIAシート作成方法に関するマニュアル

- ・日本自動車部品工業会(JAPIA)のホームページにマニュアルが掲載されています。
- ・電子部品（トランジスタ・電子基板）、ラベル、テープ、めっきされた複合部品などの事例も掲載されています。

## 3. 日本自動車部品工業会(JAPIA)のホームページ

- \* 日本語ページ：<https://www.japia.or.jp/work/kankyau/japiasheet/> ※すべての資料が掲載
- \* 英文ページ：<https://www.japia.or.jp/en/activities/environment/japiasheet/> ※英文版資料のみ掲載

## 4. JDI作成の「JAMA活用マニュアル」のご紹介

- ・旧JAMAシート記載項目や具体的な作成方法を記載した「JAMAシート活用マニュアル」を当社ホームページに掲載しています。旧JAMAシートとJAPIAシートの基本的な操作方法は同じです。参考の位置づけとしてご活用ください。

\* 日本語ページ：<http://www.j-display.com/company/procurement/supply.html>

\* 英文ページ：<http://www.j-display.com/english/company/procurement/supply.html>

**JAPIAシートが初めてのサプライヤー様は、  
上記URL先に掲載のマニュアル類を、事前に一読願います。**

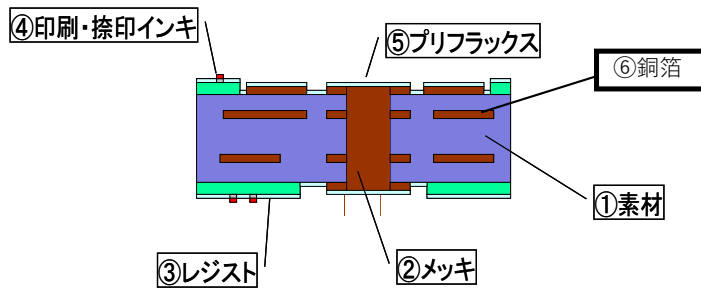
## ④－4. 分析報告書

当社が要求する分析報告書は（１）～（７）を満たすものです。  
何れかを満たさない場合は再提出を要求します。

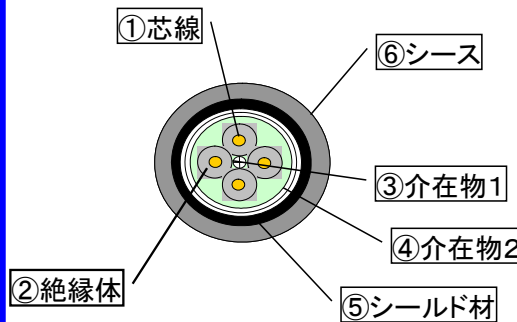
（１）分析対象材料：

調達品の構成部材毎に、以下の例の様に**全ての均質材料毎**で分析を行ってください。

例 1) プリント基板



例 2) 線材



例 3) メッキ

メッキと母材は必ず分けて分析して下さい！

※無電解ニッケルメッキには鉛が**意図的**に含有されています！  
電解・無電解を明確にしてください

1. 鋼板+メッキ(表面処理)・塗装など

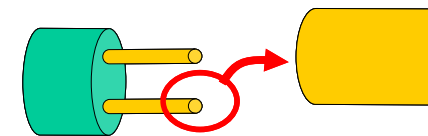


①メッキ(表面処理)の分析

②鋼板の分析

※ブリキは均質素材ではありません

2. 電子部品の端子メッキ(一次・二次)



※メッキ液の分析は意味がありません

※当社の顧客から要求がある場合は、調達品が**液状のもの（以下例）は製品成型後の状態（乾燥後）**にしてから分析を行ってください。（例：フラックス、接着剤、コーティング剤、ペースト剤、インク、塗料、レジスト類）

(2) 分析対象物質：表 1 を満たすように**欧州RoHSの 6 物質とフタル酸エステル類 4 物質**および**塩素、臭素**について、高精度定量分析を行ってください

表 1 分析対象の物質

分析対象の物質	製品に関わる調達品		梱包材・包装材	
	樹脂材料 (インク・塗料・合成ゴム含む)	樹脂材料以外 (金属・ガラス・セラミック)		
カドミウム (C d)	<b>必須</b>	<b>必須</b>	<b>必須</b>	欧州RoHSの 6 物質
鉛 (P b)	<b>必須</b>	<b>必須</b>	<b>必須</b>	
水銀 (H g)	<b>必須</b>	<b>必須</b>	<b>必須</b>	
六価クロム (C r (VI) ) 注 1)	<b>必須</b>	<b>必須</b>	<b>必須</b>	
P B B s 注 2)	<b>必須</b>	任意	任意	
P B D E s 注 2)	<b>必須</b>	任意	任意	
塩素 (C l)	<b>必須</b>	任意	任意	ハロゲン (塩素・臭素)
臭素 (B r)	<b>必須</b>	任意	任意	
フタル酸エステル類 (DEHP、BBP、DBP、 DIBP)	<b>必須</b>	任意	任意	欧州RoHS フタル酸エステル類

注 1) Cr (VI) については総Cr分析が検出下限以下であれば代用も可能です。

注 2) 臭素の分析が検出限界以下であればP B B s、P B D E sの分析は不要です。

P B B s、P B D E sは全異性体の分析が必要です。(P B B s、P B D E sとも各 10 種)

(3) 分析方法：当社推奨の**検出限界および分析方法（表2）**を満たすように高精度定量分析を行ってください。なお、**蛍光X線分析は精度が不十分ですので分析報告書として受理しません。**

表2 各物質の推奨検出限界と推奨分析方法

分析対象物質	推奨検出限界	推奨分析方法	
		前処理	分析
カドミウム (Cd)	2 ppm 以下	IEC62321	ICP発光分光法
鉛 (Pb)	10 ppm以下		
水銀 (Hg)	2 ppm以下		
六価クロム (Cr(VI))	2 ppm以下		ICP発光分光法、UV-Vis
PBBs	5 ppm以下		ガスクロマトグラフ質量分析法
PBDEs	5 ppm以下		
塩素 (Cl)	50 ppm以下	EN14582	イオンクロマトグラフ法
臭素 (Br)	50 ppm以下		
フタル酸エステル類 (DEHP、BBP、DBP、DIBP)	50 ppm以下	IEC62321	ガスクロマトグラフ質量分析法

(補足) ・ I E C 6 2 3 2 1 で定めたCr(VI)分析のスポットテストは、定量分析では無いため、高精度分析として認めません。  
 ・ CdとPbの前処理で沈殿物（不溶物）は、何らかの方法（アルカリ溶融法など）で完全に溶解して溶液化することが必要とし、EN 71-3:1994、ASTMF963-96a、ASTM F963-03、ASTM D 5517、ISO 8124-3:1997 に代表される溶出法は、前処理として不適用とします。また、EN1122:2001 は鉛に対する前処理法としては不適用とします。



#### (4) 分析報告書の記入項目

分析報告書には少なくとも**下記事項**について**明記されているもの**をご提出ください。

1. 前処理法 (Pre-conditioning method) ;  
公定法を使用した場合はその名前を、記載してください  
公定法と異なる方法の場合はその方法を記載してください
2. 分析方法 (Measurement method) ; 測定法名あるいは公定法名を記入してください。
3. 分析者名、測定責任者名、分析機関名
4. 分析日
5. 分析結果 (N.D.(not detectable)の場合は、定量下限値も)
6. 分析フローチャート 注3)

注3) 樹脂材料 (インク・塗料・合成ゴム) のカドミウム (Cd) と鉛 (Pb) の前処理において、完全に溶解して溶液化させた旨を「**完全溶解した**」と分析報告書または分析フローチャート上に必ず記入してください。

(5) 分析機関

第三者機関且つISO17025 認証取得済み機関で分析を行ってください。

(6) 分析報告書の有効期限

分析日が2年以内のものをご提出ください。

特定の顧客からの要求によっては1年以内のものを要求させて頂く場合もあります。

(7) 分析報告書の言語

英語（もしくは英語併記）の報告書をご提出ください（日本語のみ、中文のみは受理できません）

(8) 当社特定顧客向けの分析報告書について  
**当社特定顧客向け**の部材を納品されるサプライヤー様に対しては、以下表の分析報告書の提出を**個別に**要求しますのでご対応ください。

表. 当社特定顧客の分析報告書要求

分析対象物質	分析対象の材料・材質	分析方法
ガドミウム (Cd)	すべての材料	IEC62321 もしくは当社が事前に承諾しているその他の方法
鉛 (Pb)		
水銀 (Hg)		
六価クロム (Cr (VI))		
PBBs		
PBDEs	金属・ガラス・セラミックを除くすべての材料	
フタル酸エステル類 (DEHP, BBP, DBP, DIBP)		
塩素 (Cl)	金属・セラミックを除くすべての材料	EN14582、US EPA SW-846 5050/9056 もしくは当社が事前に承諾しているその他の方法
臭素 (Br)		
ヒ素 (As)	ガラス	Total acid digestion followed by ICP-MS
ベリリウム (Be)	銅およびベリリアセラミックを含む金属合金 ※金属、合金、はんだに関しては、分析報告書の代わりに、組成に関する詳細情報が記載された認定ミルテスト報告書(別名「ミルシート」)の提出でも容認します)	US EPA 3050B、US EPA 3052 もしくは当社が事前に承諾しているその他の方法
PFOs、PFOA	インク、塗料、レザー、繊維、およびコーティング	DIN CEN/TS 15968 もしくは当社が事前に承諾しているその他の方法

<必須条件> 以下の条件を全て満たすこと

- ①均質材料毎に分析を行うこと。均質材料は全体が均一に構成されている単一の材料、または材料を組み合わせて構成されている材料であり、機械的な方法でそれ以上に分離することができないもの。
- ②**完成状態(市場で使用される状態)**のサンプルで分析を行うこと。  
 →**インク・塗料・接着剤**は塗布前の液状態の分析ではなく、**乾燥後の硬化した状態**で分析すること。  
 →**はんだフラックス・はんだペースト**は**実装後の熱処理したあとの状態**で分析すること。  
**糸はんだやはんだペースト**は**合金とフラックスに分離**して別々に分析すること。なお、残留フラックスを除去する洗浄プロセスがある場合は分離しないままの分析でも可とする。  
 →**メッキを含むコーティング類**は、**コーティング処理後(メッキ処理後)の状態**で分析すること。なお、基材から機械的に剥がせないコーティング類の場合は、**コーティング処理(メッキ処理)を施した後の基材の分析でも可**とする。処理前の液状態(メッキ液)での分析は不可とする。
- ③第三者機関且つISO17025認証取得済みの機関発行の分析報告書であること。
- ④分析日は**2年以内**であること。 ※当社が特定顧客に提出する時点で2年以内の必要があるのでサプライヤー様に対しては一定の期間を考慮したマージンを設けて要求する場合があります。
- ⑤分析報告書の記入項目は、前頁の(4)を満たすことに加え、以下も満たすこと。  
 「英文(他言語との併記可)であること」「報告書内の分析サンプルの名称(Description)は、対象材料であることが判別可能な名称であること」  
 「分析サンプルの写真を載せること」「**分析機関発行のオリジナルpdfファイル**であること。図印刷や加工が施されているpdfファイルは不可。」

# 【調査用フォーマットの説明】分析報告書（欧州 RoHS 分析の参考例 – 1 / 2）



**Test Report** 第三者機関の報告書No  
 No. : CE/2012/ [redacted] Date : 2012/11/07 Page: 1 of 6  
 CORPORATION

The following sample(s) was/were submitted and identified by/on behalf of the client as:

Sample Description : [redacted] TAPE 分析対象の部材名称  
 Style/Item No. : [redacted]

Sample Receiving Date : 2012/11/01  
 Testing Period : 2012/11/01 TO 2012/11/07  
 分析日（この場合は2012年11月7日）  
 この日付が2年以内であることを確認ください

Test Requested : As specified by client, with reference to RoHS Directive 2011/65/EU Annex II to determine Cadmium, Lead, Mercury, Cr(VI), PBBs, PBDEs contents in the submitted sample.

Test Method : With reference to IEC 62321: 2008. 公定法

Test Result(s) : Please refer to next page(s).

[redacted signature] 分析機関名  
 (責任者サインまたは印鑑)

**Test Report** No. : CE/2012/ [redacted] Date : 2012/11/07 Page: 2 of 6  
 CORPORATION

**Test Results:**  
 PART NUMBER: [redacted] UNIT: [redacted] ANALYSIS METHOD: [redacted] DETECTION LIMIT: [redacted] ANALYSIS RESULT: [redacted]

Test Item(s)	Unit	Method	MDL	Result
Cadmium (Cd)	mg/kg	With reference to IEC 62321: 2008 and performed by ICP-AES.	2	n.d.
Lead (Pb)	mg/kg	With reference to IEC 62321: 2008 and performed by ICP-AES.	2	n.d.
Mercury (Hg)	mg/kg	With reference to IEC 62321: 2008 and performed by ICP-AES.	2	n.d.
Hexavalent Chromium Cr(VI)	mg/kg	With reference to IEC 62321: 2008 and performed by UV-VIS.	2	n.d.
Sum of PBBs	mg/kg		-	n.d.
Monobromobiphenyl	mg/kg		5	n.d.
Dibromobiphenyl	mg/kg		5	n.d.
Tribromobiphenyl	mg/kg		5	n.d.
Tetrabromobiphenyl	mg/kg		5	n.d.
Pentabromobiphenyl	mg/kg		5	n.d.
Hexabromobiphenyl	mg/kg		5	n.d.
Heptabromobiphenyl	mg/kg		5	n.d.
Octabromobiphenyl	mg/kg		5	n.d.
Nonabromobiphenyl	mg/kg		5	n.d.
Decabromobiphenyl	mg/kg	With reference to IEC 62321: 2008 and performed by GC/MS.	5	n.d.
Sum of PBDEs	mg/kg		-	n.d.
Monobromodiphenyl ether	mg/kg		5	n.d.
Dibromodiphenyl ether	mg/kg		5	n.d.
Tribromodiphenyl ether	mg/kg		5	n.d.
Tetrabromodiphenyl ether	mg/kg		5	n.d.
Pentabromodiphenyl ether	mg/kg		5	n.d.
Hexabromodiphenyl ether	mg/kg		5	n.d.
Heptabromodiphenyl ether	mg/kg		5	n.d.
Octabromodiphenyl ether	mg/kg		5	n.d.
Nonabromodiphenyl ether	mg/kg		5	n.d.
Decabromodiphenyl ether	mg/kg		5	n.d.

**Test Report** No. : CE/2012/ [redacted] Date : 2012/11/07 Page: 3 of 6  
 CORPORATION

Note:

1. mg/kg = ppm : 0.1wt% = 1000ppm
2. n.d. = Not Detected
3. MDL = Method Detection Limit
4. \* = Not Regulated

分析報告書に「赤字に該当する内容」の記載がない場合は、受理できません

Test Report No. : CE2012/ Date : 2012/11/07 Page: 4 of 6

### 分析フローチャート (Cd・Pb・Hg・Cr6+)

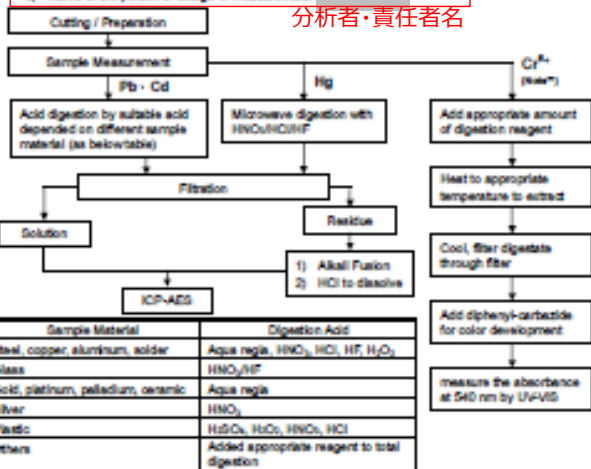
前処理 (Cd・Pb) で「完全溶解(dissolved totally)した」という文言

1) These samples were dissolved totally by pre-conditioning method according to belowflow chart. (Cr<sup>6+</sup> test method excluded)

2) Name of the person who made measurement: [Redacted]

3) Name of the person in charge of measurement: [Redacted]

分析者・責任者名



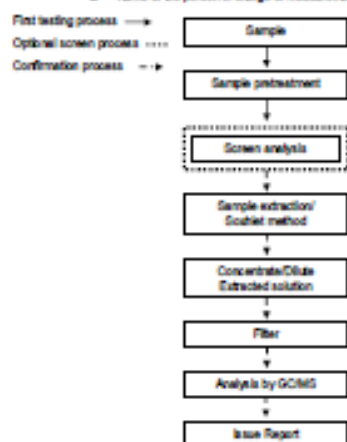
Note: (1) For non-metallic material, add alkaline digestion reagent and heat to 90-95°C.  
 (2) For metallic material, add pure water and heat to boiling.

Test Report No. : CE2012 Date : 2012/11/07 Page: 5 of 6

### 分析フローチャート (PBBs・PBDEs)

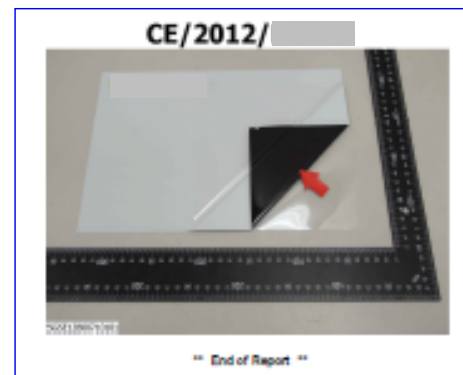
PBB/PBDE analytical FLOW CHART

- Name of the person who made measurement: Roman Wang
- Name of the person in charge of measurement: Troy Chang



Test Report No. : CE2012 Date : 2012/11/07 Page: 6 of 6

\* The tested sample / part is marked by an arrow if it's shown on the photo. \*



分析対象部材の写真 (あると良い)

分析報告書に「赤字に該当する内容」の記載がない場合は、受理できません

**Test Report** No. : CE/2012/... Date : 2012/11/07

ORPORATION

The following sample(s) was/were submitted and identified by/on behalf of the client as :

Sample Description : TAPE 分析対象の部材名称

Sample Receiving Date : 2012/11/07

Testing Period : 2012/11/01 TO 2012/11/07

分析日（この場合は2012年11月7日）  
この日付が2年以内であることを確認ください

Test Method : With reference to BS EN 14582:2007. 公定法

Test Result(s) : Please refer to next page(s).

分析機関名  
(責任者サインまたは印鑑)

**Test Report** No. : CE/2012/... Date : 2012/11/07 Page: 2 of 4

ORPORATION

**Test Result(s)**

分析対象の物質名 : 分析値の単位 : 分析方法 (公定法) : 検出限界値 : 分析結果

Test Item(s)	Unit	Method	MDL	Result No.1
Halogen				
Halogen-Fluorine (F) (CAS No.: 14762-94-8)			50	n.d.
Halogen-Chlorine (Cl) (CAS No.: 22537-15-1)	mg/kg	With reference to BS EN 14582:2007. Analysis was performed by IC.	50	n.d.
Halogen-Bromine (Br) (CAS No.: 10097-32-2)			50	n.d.
Halogen-Iodine (I) (CAS No.: 14362-44-8)			50	n.d.

Note :

1. mg/kg = ppm; 0.1wt% = 1000ppm
2. n.d. = Not Detected
3. MDL = Method Detection Limit

**Test Report** No. : CE/2012/... Date : 2012/11/07

ORPORATION

**Test Report** No. : CE/2012/... Date : 2012/11/07 Page: 4 of 4

ORPORATION

分析フローチャート (ハロゲン)

分析者・責任者名

1) Name of the person who made measurement: Rita Chen  
2) Name of the person in charge of measurement: Troy Chang

```

graph TD
    A[Sample pretreatment / Separation] --> B[Weighting and putting sample in cell]
    B --> C[Oxygen Bomb Combustion / Absorption]
    C --> D[Dilution to fixed volume]
    D --> E[Analysis was performed by IC]
    
```

\* The tested sample / part is marked by an arrow if it's shown on the photo.\*

分析対象部材の写真 (あると良い)

分析報告書に「赤字に該当する内容」の記載がない場合は、受理できません

# 【調査用フォーマットの説明】分析報告書（フタル酸エステル類分析の参考例 - 1 / 1）

Test Report [Redacted] No. [Redacted] 0201 Date: 08 Dec 2015 Page 1 of 7

第三者機関の報告書No

分析対象の部材名称

分析日（この場合は2015年12月7日）  
この日付が2年以内であることを確認してください

The following sample(s) was/were submitted and identified on behalf of the clients as [Redacted]

SGS Job No. : [Redacted]  
Model No. : [Redacted]  
Client Ref. Information : SEE ATTACHMENT  
Date of Sample Received : 03 Dec 2015  
Testing Period : 03 Dec 2015 - 07 Dec 2015  
Test Requested : Selected test(s) as requested by client.  
Test Method : Please refer to next page(s).  
Test Results : Please refer to next page(s).

Conclusion :  
Based on the performed tests on submitted sample(s), the results of Lead, Mercury, Cadmium, Hexavalent chromium, Polybrominated biphenyls (PBBs), Polybrominated diphenyl ethers (PBDEs) and Phthalates such as Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP), Butyl benzyl phthalate (BBP), Dibutyl phthalate (DBP) and Diisobutyl phthalate (DIBP) comply with the limits as set by RoHS Directive (EU) 2015/863 amending Annex II to Directive 2011/65/EU.

Signed for and on behalf of [Redacted]

分析機関名  
(責任者サインまたは印鑑)

Test Report [Redacted] Date: 08 Dec 2015 Page 2 of 7

Test Results :

Test Part Description :

Specimen No SN1 Description Transparent film

Remarks : 分析対象の部材名称

(1) 1 mg/kg = 0.0001%  
(2) MDL = Method Detection Limit  
(3) ND = Not Detected (< MDL)  
(4) \* = Not Regulated

RoHS Directive(EU) 2015/863 amending Annex II to Directive 2011/65/EU

Test Method : (1) With reference to IEC 62321-6:2013, determination of Cadmium by ICP-OES.  
(2) With reference to IEC 62321-6:2013, determination of Lead by ICP-OES.  
(3) With reference to IEC 62321-4:2013, determination of Mercury by ICP-OES.  
(4) With reference to IEC 62321-2:2008, determination of Hexavalent Chromium by Colorimetric Method using UV-Vis.  
(5) With reference to IEC 62321-6:2015, determination of PBBs and PBDEs by GC-MS.  
(6) With reference to EN 14372:2004, determination of phthalates by GC-MS.

Test Item(s)	Limit	Unit	MDL	Det
Cadmium (Cd)	100	mg/kg	2	ND
Lead (Pb)	1000	mg/kg	2	ND
Mercury (Hg)	1000	mg/kg	2	ND
Hexavalent Chromium (Cr(VI))	1000	mg/kg	2	ND
Sum of PBBs	1000	mg/kg	-	ND
Monobromobiphenyl	-	mg/kg	5	ND
Dibromobiphenyl	-	mg/kg	5	ND
Tribromobiphenyl	-	mg/kg	5	ND
Tetrabromobiphenyl	-	mg/kg	5	ND
Pentabromobiphenyl	-	mg/kg	5	ND
Hexabromobiphenyl	-	mg/kg	5	ND
Heptabromobiphenyl	-	mg/kg	5	ND
Octabromobiphenyl	-	mg/kg	5	ND
Nonabromobiphenyl	-	mg/kg	5	ND
Decabromobiphenyl	-	mg/kg	5	ND
Sum of PBDEs	1000	mg/kg	-	ND

分析方法（公定法）

Test Report [Redacted] Date: 08 Dec 2015 Page 5 of 7

ATTACHMENTS 分析フローチャート（フタル酸）

Phthalates Testing Flow Chart

- 1) Name of the person who made testing: Sherlock Gao
- 2) Name of the person in charge of testing: Myra Ma

```

graph TD
    A[Sample cutting/preparation] --> B[Sample measurement]
    B --> C[Solvent extraction]
    C --> D[Concentration/Dilution]
    D --> E[Filtration]
    E --> F[GC-MS]
    F --> G[DATA]
    
```

Test Report [Redacted] Date: 08 Dec 2015 Page 3 of 7

Test Item(s)	Limit	Unit	MDL	Det
Monobromodiphenyl ether	-	mg/kg	5	ND
Dibromodiphenyl ether	-	mg/kg	5	ND
Tribromodiphenyl ether	-	mg/kg	5	ND
Tetrabromodiphenyl ether	-	mg/kg	5	ND
Pentabromodiphenyl ether	-	mg/kg	5	ND
Hexabromodiphenyl ether	-	mg/kg	5	ND
Heptabromodiphenyl ether	-	mg/kg	5	ND
Octabromodiphenyl ether	-	mg/kg	5	ND
Nonabromodiphenyl ether	-	mg/kg	5	ND
Decabromodiphenyl ether	-	mg/kg	5	ND

分析対象の物質名      分析値の単位      検出限界値

Di-butyl Phthalate (DBP)	1000	mg/kg	30	ND
Benzyl Butyl Phthalate (BBP)	1000	mg/kg	30	ND
Di-2-Ethyl Hexyl Phthalate (DEHP)	1000	mg/kg	30	ND
Diisobutyl Phthalates (DIBP)	1000	mg/kg	30	ND

分析結果

Notes : (1) The maximum permissible limit is quoted from RoHS Directive (EU) 2015/863.

Halogen

Test Method : With reference to EN 14582: 2007, analysis was performed by Ion Chromatograph (IC).

Test Item(s)	Unit	MDL	Det
Fluorine (F)	mg/kg	50	ND
Chlorine (Cl)	mg/kg	50	ND
Bromine (Br)	mg/kg	50	ND
Iodine (I)	mg/kg	50	ND

Test Report [Redacted] Date: 08 Dec 2015 Page 7 of 7

Sample photo:

\*\*\* End of Report \*\*\*

分析対象部材の写真（あると良い）

分析報告書に「赤字に該当する内容」の記載がない場合は、受理できません

## ④—5. SDS (MSDS) 又は成分表



SDS：安全データシート、Safety Data Sheet  
 MSDS：製品安全データシート、Material Safety Data Sheet

・JAPIAシートに記入される成分情報エビデンスとしてSDS(MSDS)をご提出ください。

・SDS(MSDS)は調達品を構成する部材または均質材料毎でご提出をお願いします。

・原則としてSDS(MSDS)は英文の書面をご提出ください。

・SDS(MSDS)がない場合は部材、または原材料メーカーが発行する成分表（材料証明書等、フォームは問いません）をご提出ください。

※サプライチェーンの上流に遡った成分情報確認が主目的のため、サプライヤー様が作成される成分表はエビデンスとして認められません。

2008 / 8 / 19 作成	
特定の危険有害性	燃焼ガスには、一酸化炭素の他、リシ化合物等の有害ガスが含ま
特定の	製品安全データシート
消火を	1. 製品及び会社情報
	製品名 整理番号 会社名 住所 担当部門 電話番号 FAX番号
6. 漏出	2. 組成、成分情報
人体に	単一製品・混合物の区別 複合材 化学名または一般名 ポリエチレンテレフタレート(アクリル系樹脂)・トリアセチルセルロース・ポリビニルアルコール/ポリブタジエン及び/又は液晶高分子又はポリカーボネート(及び液晶高分子)
環境に	化学特性 多層積層フィルム
除去方	3. 危険有害性の要約
7. 取扱	最重要危険有害性 情報なし 物理的及び 強熱すると、刺激性または有毒な熱分解生成ガスを発生するおそれがある。 化学的危険性 特定の危険有害性 情報なし 分類の名称(日本方式) 分類基準に該当しない。
取扱い 技術	4. 応急措置
注意	皮膚に付着した場合 外観に変化が見られたり、かぶれや痛みがある場合は、直ちに医師の診断を受ける。
安全	目に入った場合 切屑などが目に入った場合は、清浄な水で最低15分間目を洗浄した後、直ちに眼科医の診断を受ける。
保管 保管 技術 湿触 容器	飲み込んだ場合 切屑などを飲み込んだ場合は、水で口の中をよく洗浄する。直ちに医師の診断を受ける。
8. 暴露	5. 火災時の措置
設備対	消火剤 (初期消火) 二酸化炭素、粉末、乾燥砂 (大規模火災) 泡消火剤、水噴霧

## ⑤調査依頼・回答方法(jDesc)

## 1. 環境調査回答の方法について：

- ・前述の「サプライヤー様に要求する資料について」に詳細の通り、回答方法は以下の通り。
  - ①メールでの回答：「取引先調査票（監査シート）」のみ
  - ②jDesc（含有化学物質管理システム）での回答： 上記以外の資料すべて

## 2. jDescシステム利用にあたっての事前準備：

- ・事前にシステム利用申込手続きが必要です。ID、パスワードを発行します。
- ・jDesc利用申込書を記入のうえ申請ください。（申請書は以下URLにあります）

## 3. jDescシステム利用の環境調査に関する基本的な流れ：

- ① JDI からサプライヤー様へ調査依頼 <Web経由>
- ② サプライヤー様が、環境調査回答（各提出資料） <Web経由>
- ③ JDI からサプライヤー様へ、資料確認結果のご連絡（承認・再調査等） <Web経由>

## 4. jDesc操作方法：

\* 以下URLのjDescシステム操作マニュアルを参照願います。

\* 日本語ページ：<http://www.j-display.com/company/procurement/supply.html>

\* 英文ページ：<http://www.j-display.com/english/company/procurement/supply.html>

## ⑥注意事項・要点

- ・分析報告書やSDS(MSDS)などjDescで要求される各資料は、**製品開発スケジュールを考慮した提出ができるように準備をお願いします。**  
(依頼が来てから準備を始める、は遅いです。当社にいつでも提出できるように**仕様がほぼ固まったら率先して準備**をお願いします。)
- ・様々な理由により規制値を超える禁止物質を使用する場合は、対象の部材について**当社要求の仕様書・図面に指定されているかを確認**してください。
- ・顧客によっては開発早期のタイミングで当社に資料要求があります。これに対応するため**試作段階(試作コード)**でサプライヤー様に**調査依頼を行う場合もあります。**  
その場合は**量産用コードと合わせて2度の調査依頼**になります。ご協力をお願いします。  
なお、サプライヤー様の各種登録データはjDescシステム内に保存されておりますので、サプライヤー様が量産時再回答の際は、試作時に登録した各種データを、活用することができます。
- ・JAPIAシートの作成経験がない場合は、各マニュアルを参考に事前に作成するなどしてください。
- ・法規制改正や顧客調査依頼の内容によっては、**本資料で要求している以外の調査依頼や資料を要求する場合があります**のでご対応ください。

**EOF**